

## H25年度検討テーマ

# 学校再編にかかる コミュニティ・校区制の あり方について

## 《検討結果報告書》

(この報告書について)

- ◆コミュニティ活動の状況は各校区において違いがありますので、活動状況によって問題となる場合・ならない場合があります。
- ◆実際の校区再編に応じて、検討項目や提案内容を検証していただく形で、再編後の校区コミュニティ協議会等のあり方を検討するための手がかりとして、取りまとめてあります。

**田原市地域コミュニティ活性化研究会**  
(田原市地域コミュニティ連合会専門委員会)

平成26年3月

## 地域コミュニティとは

一般的には「地域社会」「共同体」という意味。住民による自治活動や交流が行われている地域社会、あるいは地域住民の集まりのこと。

田原市では、「地域住民みんなが自主的に参加し、総意と協力で住みよい地域社会の構築を共通の目的とする集まり＝“地域の助け合い”」のことを表す。

## 関連する用語の使い方

| 用語                        | 意味・使い方   | 長の呼称                   |
|---------------------------|--|------------------------|
| 地域コミュニティ団体                | <ul style="list-style-type: none"><li>・校区コミュニティ協議会、校区、地区自治会など、地域住民で組織される団体の総称</li><li>・地域住民が自主的活動を行うための任意団体</li></ul>  | —                      |
| 校区コミュニティ協議会<br>(校区コミュニティ) | <ul style="list-style-type: none"><li>・小学校の通学区域内すべての自治会や各種団体、行政委員などで構成する地域コミュニティ団体</li><li>・地域活動を行う地域コミュニティ団体の最上位</li></ul>  | 校区会長                   |
| 校区                        | <p>《この報告書における定義》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・複数自治会の連合組織又は財産等を所有する地縁団体（一部地域にあり）</li><li>・小学校、校区コミュニティ協議会の区域（見出し等で使用の場合）、単位表現（数字の後で使用の場合）</li></ul> <p>《その他の使われ方》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小学校又は中学校の通学区域</li><li>・校区コミュニティ協議会の短縮表現 など</li></ul> | 校区総代                   |
| 地区自治会<br>(地区・自治会)         | <p>・地区単位の自治会、区、町内会などの総称</p> <p>・地域活動を行う地域コミュニティ団体の最小単位</p> <p>《例外事例》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・野田校区では、13地区自治会を統括する「野田区自治会」が存在する。名称は自治会だが、位置づけは上段の「校区」と同様</li></ul>  | 地区自治会長<br>(区長・町内会長・総代) |
| 地域                        | <p>《この報告書における定義》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域コミュニティの略称</li></ul> <p>《その他の使われ方》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地区自治会や校区コミュニティ協議会とは異なる一定範囲の区域や地域コミュニティを表す総称</li><li>・おおむねの範囲を表す総称（市街地など特定のエリア）</li></ul>  | —                      |

# 地域コミュニティ活性化研究会の検討経過

田原市地域コミュニティ連合会規約第12条の専門委員会

## 1 研究会の目的

“誰もが暮らしやすい地域”を目指し、**地域コミュニティ研究会報告書に掲げる取組例の実践として、個別案件の調査・具体的提案等を行うことにより、市内の校区協議会、地区自治会等の活性化を図る。**

## 2 研究テーマ等

- |        |                        |           |
|--------|------------------------|-----------|
| ■第一テーマ | 学校再編にかかるコミュニティ・校区制のあり方 | (平成25年度～) |
| ■第二テーマ | 持続可能な自治会運営             | (平成26年度)  |
| ■その他   | 活動事例集等の作成              | (適宜)      |

## 3 会議開催経過

| 第1回  | 議題  |
|--|---|
| 平成25年10月1日(木)<br>14:00～16:00<br>【場所】田原市役所<br>【出席】委員等17人  | ①連合会長あいさつ<br>②活性化研究会の目的及び検討の進め方<br>③委員自己紹介<br>④これまでの研究成果(報告書)<br>⑤オブザーバー情報提供  |
| 第2回  | 議題  |
| 平成25年11月26日(火)<br>15:00～17:30<br>【場所】神戸市民館<br>【出席】委員等15人 | ①オブザーバー情報提供<br>②第一テーマ「学校再編にかかるコミュニティ・校区制のあり方」 <ul style="list-style-type: none"><li>・地域活動の現状</li><li>・学校再編事例</li><li>・課題等意見交換</li></ul>   |
| 第3回  | 議題  |
| 平成26年1月21日(火)<br>13:30～16:45<br>【場所】神戸市民館<br>【出席】委員等15人  | ①第一テーマ「学校再編にかかるコミュニティ・校区制のあり方」 <ul style="list-style-type: none"><li>・再編対象校区の枠組み</li><li>・校区協議会・自治会アンケート結果</li><li>・課題、方向性等意見交換</li></ul> |
| 第4回  | 議題  |
| 平成26年2月26日(水)<br>14:30～17:10<br>【場所】神戸市民館<br>【出席】委員等15人  | ①オブザーバー情報提供<br>②第一テーマ「学校再編にかかるコミュニティ・校区制のあり方」 <ul style="list-style-type: none"><li>・第一テーマまとめ</li><li>・課題、方向性等意見交換</li><li>・その他</li></ul> |

# 地域コミュニティ活性化研究会名簿

(平成26年2月現在)

| 役職        | 氏名     | 役職  | 備考  |
|-----------|--------|---|---|
| 1 委員長     | 彦坂 雄三  | 神戸校区会長(連合会副会長)                                | ■代表役員<br>◇市街地・農村部(大規模校区)                                    |
| 2 副委員長    | 太田 進   | 赤羽根校区会長(〃 兼会計)                                | ■代表役員<br>◇市街地・農村部   |
| 3 委員      | 彦坂 善弘  | 大草校区会長<br>(H21)大草地区総代                         | ◇農村部  |
| 4 委員      | 鈴木 博   | 童浦校区会長<br>(H23)浦区自治会長                         | ◇市街地・農村部・臨海工業   |
| 5 委員      | 小久保 健一 | 伊良湖校区会長                                       | ◇農村部  |
| 6 委員      | 山内 六男  | 泉校区会長   | ◇農村部  |
| 7 委員      | 高橋 静雄  | (H25)豊島自治会長<br>田原東部校区在住                       | ◇市街地近接農村部   |
| 8 委員      | 加藤 直之  | (H21)亀山自治会長<br>亀山校区在住                         | ◇農村部  |
| 9 委員      | 小林 広茂  | (H24)長沢自治会長<br>福江校区在住                         | ◇市街地近接農村部   |
| 10 委員     | 柴田 ひろ子 | (H19～民生委員)<br>高松校区在住                          | ◇農村部  |
| 11 委員     | 大竹 加納江 | 野田市民館(コミュニティ)主事<br>野田校区在住                     | ◇農村部  |
| 12 委員     | 中村 匡   | (元)童浦校区アドバイザー<br>市政策推進部次長兼政策推進課長<br>泉校区在住     | ◇農村部  |
| 13 委員     | 渡邊 澄子  | (元)中山校区アドバイザー<br>(元)連合会事務局<br>市市民環境部次長、衣笠校区在住 | ◇市街地  |
| 14 オブザーバー | 鈴木 誠   | ♦愛知大学地域政策学部教授<br>♦地域政策学センター長                  | ・コミュニティ政策学会理事<br>・田原市市民協働まちづくり会議会長<br>・田原市地域コミュニティ研究会オブザーバー |

■事務局：田原市市民環境部市民協働課 電話 0531-23-3504 FAX0531-23-0180

(課長) 鈴木嘉弘 (副主幹) 松井茂明 (主査) 広中有香 (主事補) 柴田奈津子

## 「学校再編にかかるコミュニティ・校区制のあり方」

### (検討概念図)



## ●研究成果活用の方向性

## 行政へ報告

校区制のあり方や行政サービスの方向性を考えるための基礎資料とする。

## 各校区コミュニティ協議会へ提言

各地域で活動体制を検討する際の実践的な参考書とする。

# 検討結果

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 地域コミュニティの前提事項      | 5頁  |
| 2 校区コミュニティ再編に伴う課題・意見 | 9頁  |
| 3 校区コミュニティ再編に向けての提案  | 11頁 |

## 1 地域コミュニティの前提事項

### 1. 「校区制」が確立された理由

田原市においては、長い時間をかけ、様々な段階を経て、地区自治会とは別に、小学校区を単位とする地域コミュニティの枠組み（校区コミュニティ協議会）が制度として確立され浸透してきた。その主な考え方を整理すると、以下のとおりとなる。

#### ① 身近なコミュニティ活動の適正区域

■おおむね徒歩圏内（小学校通学区域）が身近なコミュニティ（助け合い）活動を形成できる区域。

- ・ただし、童浦校区の白谷地区（スクールバス使用）も校区活動に参加し、連携した地域課題対応に取り組んでいるので、必ずしも徒歩圏内に限定されるものではない。

#### ② 地域課題が共有できる範囲

■共通する課題や取組みの多い地区自治会が連携して活動することで効果・成果が向上。

- ・一定単位のまとまりがあれば、道路や河川など自治会の区域を越えた課題対応や意見とりまとめが比較的容易。
- ・地区自治会の連絡調整・意見交換のための会議を設置している校区が多い。

#### ③ 地域課題の対応・行政との連絡調整

■地域課題や歴史文化が共有できる区域ごとの代表者で円滑な地域活動が可能。

- ・全自治会（106）の代表者が一堂に会して協議を行うことは困難。ある程度の単位で連絡調整や課題対応を行う代表者を選出する必要がある。

#### ④ 小学校との親和性

■小学校と地域が連携して取り組む活動が多く、校区単位のまとまりが役員等の負担軽減につながる。

- ・青少年健全育成、交通安全運動、防犯活動、通学団編成、運動会等行事、学校評議員会 など

## 2. 地域コミュニティ組織・活動の現状

### ○地域コミュニティ団体の状況 (詳細は23~31ページ)

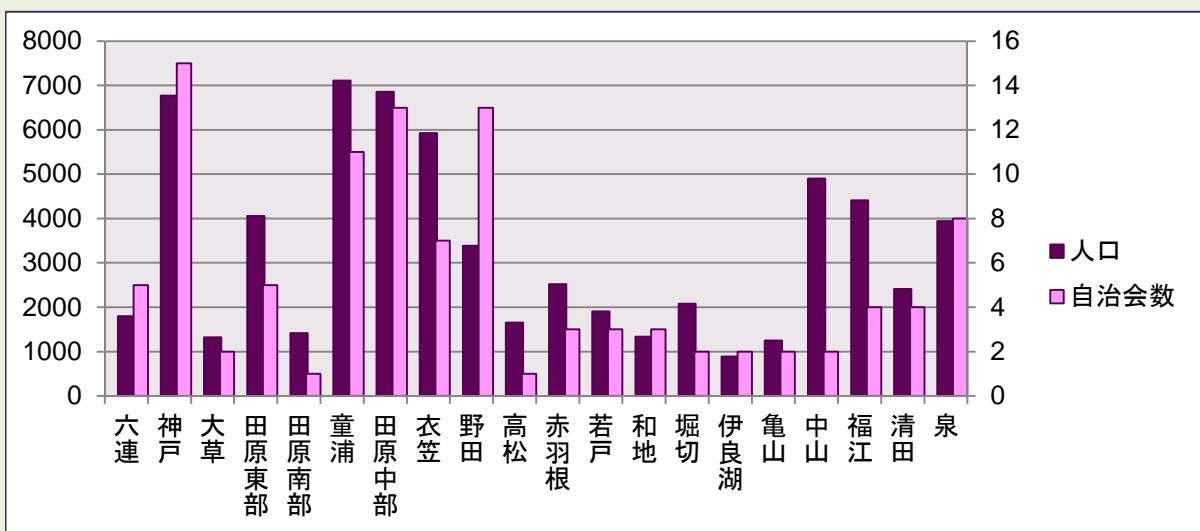
- ・市内には、全106の地区自治会（区・町内会）と、小学校校区ごと全20の校区コミュニティ協議会がある。
- ・校区コミュニティ協議会には、小学校区内のすべての自治会、各種団体、行政委員等が所属している。
- ・地区自治会および校区コミュニティ協議会の規模には、大きな差がある。

#### ■地区自治会

- 《世帯》 ·最大=757世帯（小中山） ·最小=15世帯（長上）  
《人口》 ·最大=2,515人（中山） ·最小=80人（長上）

#### ■校区

- 《世帯》 ·最大=2,759世帯（童浦） ·最小=256世帯（伊良湖） ※格差 11倍  
《人口》 ·最大=7,012人（童浦） ·最小=859人（伊良湖） ※〃 8倍  
《自治会数》 ·最大=15（神戸） ·最小=1（田原南部・高松） ※〃 15倍



田原市における地域コミュニティ団体（校区コミュニティ協議会、地区自治会等）の組織や活動状況を分析すると、おおむね以下のような役割・機能分担が確認される。

### ① 身近な 地域コミュニティ活動 は 地区自治会 が 中心

- 住民生活に欠かせない身近で基礎的な活動は地区自治会が担っている。

**【地域自治活動】**自主防災活動・地域防災施設整備、環境美化・清掃活動、交通安全活動、防犯灯整備等

**【地域親睦活動】**敬老活動（敬老会）、盆踊り、ラジオ体操・子ども育成、各種団体育成等

**【市の依頼対応】**各種委員の推薦、広報等の配布・回覧、ごみステーション管理、独居老人見守り、道路整備要望とりまとめ等

**【その他の活動】**集会所維持管理、その他財産管理（地縁団体）、神社活動等

- 自治会運営（組織、役員選出、運営費等）は校区コミュニティ協議会からほぼ独立している。

・地区自治会の運営費は、自主財源（会費等）及び市助成金が基本的な財源。

- 地区自治会が維持されれば、基礎的な地域コミュニティ活動は維持される。

## ② 校区コミュニティ協議会 は地区自治会の 補完・調整機能 を担う

■校区内の地区自治会や住民の意見、地域要望等のとりまとめを行っている。

- ・市への要望伝達や報告、市からの依頼受付や助成金の窓口機能を担う。
- ・情報交換等を、地区自治会との連絡調整会議（校区総代会等）で調整している校区が多い。

■校区全体の親睦・交流事業、情報発信、地区自治会の枠を越えた課題対応の調整を行っている。

【親睦・交流事業】夏祭り、盆踊り、スポーツ大会、伝統行事の再興、地域の歴史文化研究 など

【情報発信】広報紙の作成、ホームページ・ブログの運営 など

【広範囲の課題対応】里山・海岸・河川・松林保全、有害鳥獣等の対策、公共交通確保 など

■上記を除くと、他のほとんどの活動は市民館の管理運営（指定管理者）と生涯学習活動（公民館活動）。

- ・市が各校区における行政サービス拠点として館長・主事を配置している。

■校区会長等の報酬や会費の徴収方法・金額、その他財源は校区協議会ごとで異なる。

## ③ 小学校活動と連携 している主体は 校区コミュニティ協議会

■子どもの健全育成（地域の担い手づくり）を求心力としたコミュニティ活動を校区単位で行っている。



- 【運動会の参加・共催】 …合同運動会として開催（14校区）  
【学芸会等文化行事の共催】 …観劇会・講演会等の開催（16校区）  
【青少年健全育成活動】 …学校と連携（全20校区）  
【総合的な学習への協力】 …授業として地域の歴史文化等を学習  
【コミュニティ活動への参加】 …校長等がコミュニティ協議会委員として参加

▲下校児童の見守り活動「ながら見守り隊」（神戸コミュニティ協議会）

## ④ 地域固有の活動 はその 内容に応じた体制 で実施されている

■神社活動（神事・祭礼・神社施設管理）

■財産管理（校区全体の地縁団体＝8 自治会単位の地縁団体＝61 複数自治会の地縁団体＝1）

- ・規約で区域と会員が定められており、校区再編の影響はない。

■複数校区、複数自治会をまたぐ地域課題対応・行事等（自然環境保全、歴史文化継承、祭礼 など）

### ○市民館活動について（詳細は32ページ）

- ・市内には、各小学校区に全20の校区市民館が設置されている。
  - ・市民館は社会教育法に基づく市の公共施設で、生涯学習活動（公民館活動）を行う「学びの場」。
  - ・市民館長と市民館主事が、それぞれ非常勤特別職（地方公務員）として1名ずつ配置されている。
  - ・市民館の運営は、指定管理者制度で、市から校区コミュニティ協議会に委託されている。
  - ・田原市においては、コミュニティ活動の拠点としても位置付けられている。
- 【生涯学習活動】各種講座・教室、講演会、展示会、体育・レクリエーション集会、市民館まつり など
- 【コミュニティ活動】コミュニティ事務、会議運営、地域住民・団体活動の拠点

### 3. 地域コミュニティ活動の概略図



#### 4. 地域コミュニティ活動（会議・行事）の拠点施設

## ① 地区自治会

■ほとんどが自己所有（又は共同所有）の集会所で会議・行事等の自治会活動を行っている。

【例外】合併時に地区自治会の集会所を市民館化した地区は市民館を使用。(和地、堀切、伊良湖、中山等)

## ② 校区コミュニティ協議会・校区

■全校区とも市民館が拠点だが、事業規模や連携状況に応じ小学校体育館・運動場の使用も見られる。

## 2 校区再編に伴う課題・意見

### 1. 校区制・校区再編に関する課題整理

「1 地域コミュニティの前提事項」を踏まえ、学校再編に伴う校区制・校区再編に関して、活性化研究会で整理した検討課題は以下のとおり。

#### ① 校区の枠組みにかかわらず普遍的と思われる項目

- ◆ 地区自治会活動 【住民生活に欠かせない身近な活動の実施主体】
- ◆ 校区コミュニティ協議会の委員構成 【統合の場合】
- ◆ 神社活動・祭礼 【自治会や氏子の区域は変わらない】
- ◆ 地縁組織 【規約で区域や会員が明確】

#### ② 統合を仮定した場合に整理・検討が必要と思われる項目

- ◆ 旧校区コミュニティ協議会の取扱い 【統合・存続・一部存続等】
- ◆ 新校区コミュニティ協議会の組織構成
- ◆ 新校区コミュニティ協議会の役員選出方法
- ◆ 新校区コミュニティ協議会の会計 【報酬額、会費徴収、団体補助、備品管理等】
- ◆ 新校区内における地区自治会の意見・要望取りまとめ方法
- ◆ 新校区内における各種行政委員等の選出方法
- ◆ 校区まちづくり推進計画の改訂
- ◆ 新設小学校との連携

#### ③ 統合が困難または残していくべきと思われる項目

- ◆ 固有財産の運用・管理
- ◆ 地域資源を活かした取り組み
- ◆ 地域の伝統文化

#### ④ 統合することで効果向上・負担軽減が見込める活動

- ◆ 校区全体の絆を深める親睦的行事
- ◆ 行政との連絡調整・地域代表者の委員参加等

#### ⑤ 市の方針を示してもらうべき項目

- ◆ 行政サービスの拠点（公民館活動含む）としての市民館のあり方 【位置・数・管理等】
- ◆ 廃校の管理体制 【管理主体・経費・地元活用の場合の制約・避難施設の位置づけ等】
- ◆ 各種コミュニティ助成金のあり方
- ◆ 消防団の区分、各種行政委員等の定数 【業務範囲の妥当性等】

## 2. 校区コミュニティ協議会を統合する場合の プラス視点

新設小学校区に合わせ、1校区コミュニティ協議会に統合すると仮定した場合、活性化研究会で整理したプラスとなる視点は以下のとおり。

### ① 小学校と校区コミュニティ協議会の関連

- ◆ 学校中心のコミュニティが、子どもたちのライフステージを充実させるためにとても重要。
- ◆ 学校との連携は一本化することで負担軽減や円滑化が図られる。

### ② 校区コミュニティ協議会の運営・活動

- ◆ 地域コミュニティ活動の基本は自治会なので、校区コミュニティ協議会は一つでも影響は少ない。
- ◆ 一組織だと役員数や予算などがスリム化され、うまく運営できるのではないか。
- ◆ 新しい校区の「夢」を立ち上げて効果的な統合をする良い機会。
- ◆ 小さな校区協議会は運営が難しい。大きな組織の方がそれぞれの自治会長が責任をもってくれる。
- ◆ それぞれの地域には良い面があるので、取捨選択して一つにまとめていくことが重要。

### ③ 地域を担う人材の広がり・住民の交流

- ◆ 区域が広がれば人材の幅も広がり、コミュニティ活動へ有効に活用できるのではないか。
- ◆ 若い世代は小学校を連携した地域活動（PTA・子ども会等）で他地区の人と交流があるため、さらに交流が広がっていくのは良いこと。
- ◆ 組織に対する人口規模が大きくなれば、役員の担い手も増えてくる。
- ◆ 老人会や女性団体など地域団体の活動も活発になるのではないか。

## 3. 校区コミュニティ協議会を統合する場合の 懸念

単純に合理化できないものや、市の方針が不確定なため地域で懸念されているものは以下のとおり。

### ① 校区コミュニティ協議会の運営・活動

- ◆ 小学校との連携は一本化するしかないが、学校から離れた地域活動は残していくべき。
- ◆ 個人負担の会費の徴収方法や金額の不整合、地縁団体等からの繰り入れなど、財源の違いは課題。
- ◆ 市民館（公民館）活動とコミュニティ活動は性格が違うが、市からの補助金は一体的で不明瞭。
- ◆ 自主財源に乏しいので、市からの補助金がなければ活動できない。
- ◆ 異なる伝統・文化は統合できない。旧校区単位の取り組みをどこまで残せるのか。

### ② 活動拠点施設

- ◆ 市民館の取扱いが不明。自治会の集会所を市民館化した校区の館長・主事・管理費はどうなるのか。
- ◆ シルバーサロンや健康教室（など市の施策）は遠くになると大変。

### 3 校区再編に向けての提案

地域コミュニティの前提事項や課題整理の確認等から導かれる、校区制・地域コミュニティのあり方に関する提案は以下のとおり。

#### 提案1 小学校との連携活動は新校区単位で対応

(運動会、学芸会等の文化行事、青少年健全育成活動、交通安全活動等)

《対応例》

- ・校区コミュニティ協議会の統合（一本化）

#### 提案2 一体化で効果が向上する活動は新校区単位で対応

(絆を深める親睦イベント、スポーツ大会、文化行事、環境保全活動、有害鳥獣対策等)

《対応例》

- ・校区コミュニティ協議会の統合（一本化）

#### 提案3 地域固有の活動は存続させる体制を再検討

(旧校区内に限定される活動、旧校区が持つ財産管理、旧校区が関連する神社活動等)

《対応例》

- ・旧校区コミュニティ協議会を簡略化し存続
- ・新校区コミュニティ協議会内に旧校区単位の部会を設置
- ・旧校区単位の自治会連合組織（会議）を設置
- ・旧校区単位の地縁組織で対応

#### 提案4 意見・要望とりまとめや情報伝達の新体制を構築

《対応例》

- ・新校区全体の自治会連合組織（会議）を設置
- ・旧校区単位の自治会連合組織（会議）を設置
- ・旧校区コミュニティ協議会を簡略化し存続

#### 提案5 統合をきっかけに新たな課題対応の可能性を検討

《活動例》

- ・道路・河川・海岸・里山等の共通課題への一体的な対応
- ・地域の絆づくり・助け合いが促進される組織体制・取り組みの創出
- ・新たな地域の「夢」「将来像」を設定

#### 提案6 市および教育委員会へ配慮や支援を要望

《課題例》

- ・校区コミュニティ協議会再編のサポート
- ・旧校区単位で存続させるべき活動への支援（助成等）
- ・市民館の位置づけの明確化（行政拠点・存続・分館・廃止・自治会への返還等）
- ・市民館を廃止した場合の取扱い方針（維持管理主体や経費負担の取扱い等）
- ・廃市民館、廃校舎（体育館含む）等の市全体の施策における利活用の明確化
- ・その他学校再編に関連し地域と調整が必要な事項

⇒ 具体的な検討手法は、51ページ「課題・展開整理シート」に基づく

# 検討資料

|   |                  |     |
|---|------------------|-----|
| 1 | 地域コミュニティの経過      | 13頁 |
| 2 | 地域コミュニティの現状      | 22頁 |
| 3 | 参考事例等            | 35頁 |
| 4 | 校区協議会・自治会アンケート結果 | 39頁 |
| 5 | 研究会委員の意見概要       | 48頁 |
| 6 | 地域づくり活動の現状       | 50頁 |
| 7 | 課題・展開整理シート       | 51頁 |

## ◆検討結果報告書の基礎となったデータ・意見等

- ・各校区コミュニティ協議会総会資料（H25：組織体制・取組状況）
- ・各校区地域づくり活動推進交付金実績報告（H24：取組状況）
- ・校区コミュニティ協議会・自治会アンケート調査（H25.12）
- ・地域コミュニティ活性化研究会委員意見（H25-H26）
- ・地域コミュニティのあり方に関する報告書（H23.3）
- ・田原市地域コミュニティ活性化研究会検討結果報告書（H25.3）
- ・その他行政資料等

# 1 地域コミュニティの経過

## (1) 田原市における地域コミュニティの経緯

### ① 概 要

- ❖ 旧田原町では、昭和40年代以降、企業誘致（臨海工業用地）や住宅開発に伴って急速に増加した転入者と、昔から居住している農村集落の住民との融和が課題となっていた。
- ❖ 同様の課題を持ち、昭和48年に国・県のモデル指定を受けた東部コミュニティ協議会の取り組みが先駆けとなり、以降、コミュニティ中心のまちづくりが総合計画等に位置付けられた。
- ❖ 昭和50年代から、田原東部校区の校区総代制を参考に他地域へ取り組みが広げられ、昭和60年4月から、町内57地区の代表総代10名を小学校区単位の校区総代9名に統一した。
- ❖ 平成15年、平成17年の合併後、旧田原町の校区制が旧赤羽根町、旧渥美町に導入され、各校区でコミュニティ協議会が設立された。

### ② 総代制・校区制・コミュニティ協議会等の主な変遷

#### ■ 総代制の発足（旧田原町／昭和30年1月1日合併）

駐在員制度を廃止し、新たに行政区ごとその代表として総代を置き、それぞれの区域内の住民に対する行政事務のお世話を願うこととなった（現在の自治会等区域とは異なる）。【21総代】  
※「地方公共団体の組織及び運営の合理化」により実施した町村合併の趣旨を尊重し、その根本的要件である行政区域の統合整備を図るとともに、その効果を最高度に果すため行政区の変更を行った。

#### ■ 集落代表者を総代に（旧田原町／昭和38年4月1日改正）

行政区単位では、全員に会議等の趣旨を徹底しにくい地域があり、改善意見が出され、行政区単位の総代を廃止し集落代表者を総代とすることで、きめ細かい対応を可能とした。【68総代】

#### 《運用の適正化》 昭和40年4月24日総代会協議決定事項（抜粋）

- ①名称 …各集落の代表者を総代とし、大字単位に選出の総代を大字総代とする。
  - ②大字総代 …大字内のとりまとめと大字総代会議への出席を主たる任務とする。
  - ③配達文書 …役場からの配達文書は、総代あてに送付する。
  - ④大総代 …総代以外の町内会長・区長・大総代（萱町、田原区、神戸、野田）は公の総代としない。
- ※その他、12人の総代が出ていた萱町地区を3区分に整理するなどした。

#### ■ 代表総代制の実施（旧田原町／昭和45年4月1日）

行政区単位の総代のほかに、各行政区（総代）の取りまとめ役として、総代区域を設定し、総代区域ごとの代表総代制を実施した。【27大字総代 ⇒ 10代表総代】

## ■ 東部コミュニティ協議会設立 (旧田原町／昭和48年8月1日)

東部地区（小学校区）が、県下初の自治省モデルコミュニティ地区の指定を受け、コミュニティ協議会を設立し、国の援助を受けて、活動の拠点施設であるコミュニティセンターを昭和50年に建設した。その後、他の地区でもコミュニティ協議会が設立された。

## ■ 校区総代制の実施 (旧田原町／昭和60年4月1日)

代表総代制から小学校区単位の校区総代制に移行した。それに合わせ、コミュニティ協議会も小学校区単位の校区コミュニティ協議会に編成し直した。【9協議会】

## ■ 田原市の発足 (平成15年8月20日合併)

旧田原町と旧赤羽根町が合併（編入）し、田原市が発足した。

旧赤羽根町は、駐在員制であったが、合併と同時に廃止し、駐在員を総代とする総代制とした。また同時に、校区総代制を実施し、校区コミュニティ協議会の設立も行った。【12協議会】

※総代の身分について、旧田原町では、地域の自主的な組織の代表として、委嘱も報酬の支払いも行っていなかったが、旧赤羽根町では、駐在員として委嘱（非常勤特別職として報酬を支払い）していたことで、考え方の相違があった。しかし、これから住民自治を考える上では、地域の自主性が必要であることで意思統一を行った。

## ■ 湿美郡の一体化 (平成17年10月1日合併)

田原市と旧渥美町が合併（編入）し、旧渥美郡を市全域とする田原市となる。

渥美町も前述の赤羽根町同様の駐在員制であったが、合併と同時に駐在員制を廃止し、駐在員を総代とする総代制とした。【20協議会】

※ただし、渥美町では27地区のうち駐在員は25名（合併年度のみ24名）で、残りの2地区2名は自治組織としての体制や規模等の理由から連絡員としていた。

## ■ 校区まちづくり推進計画の策定 (平成18年度策定・平成23・24年度改訂)

総合計画に掲げられた「参加と協働」に関連し、“地域が主体となって作り上げ、自ら取り組む地域のための計画”として全20校区で策定された。

## ■ 田原市市民協働まちづくり条例の施行 (平成20年4月1日施行)

地域コミュニティ団体を「まちづくりの基礎的団体」と位置付け。（第14条）

## ■ 田原市地域コミュニティ連合会の発足 (平成23年4月1日発足)

行政との連絡調整機関だった田原市総代会から、より自主的な地域コミュニティ活動の推進を図ることを目的として発展的移行。

### ③ 地域コミュニティの経緯年表

| 年月日            | 旧田原町   | 旧赤羽根町                  | 旧渥美町   |
|----------------|--|------------------------|--|
| 昭和30年<br>1月1日  | 総代制施行  | 区長制                    | 自治会制   |
| 昭和38年<br>4月1日  | 現在の区域ごとの総代   |                        |  |
| 昭和45年<br>4月1日  | 代表総代制施行  |                        |  |
| 昭和48年<br>9月1日  | 東部コミュニティ協議会<br>設立 (注1)   |                        |  |
| 昭和57年<br>4月1日  | ◆県下初の自治省モデルコミュニティ指定  | 駐在員制施行                 | 堀切地区コミュニティ協議会設立 (注3)                             |
| 昭和59年          |  | 高松コミュニティ協議会<br>設立 (注2) |  |
| 昭和60年<br>4月1日  | 校区総代制・校区コミュニティ協議会体制施行<br><br>◆代表総代制に代え、小学校区を単位とする校区総代制にする。あわせて、コミュニティ協議会も小学校区単位の校区コミュニティ協議会に編成し直す。 |                        |  |
| 平成11年<br>4月1日  |  |                        | 自治会・駐在員制に移行<br><br>◆自治会・駐在員制移行後も、活動の中心は自治会制であった。 |
| 平成15年<br>8月20日 | 旧赤羽根町の駐在員制は校区総代制・校区コミュニティ協議会体制に移行<br>◆旧田原町・旧赤羽根町の合併・市制施行   |                        |  |
| 平成17年<br>10月1日 | 旧渥美町の自治会・駐在員制は校区総代制・校区コミュニティ協議会体制に移行<br>◆田原市・旧渥美町の合併   |                        |  |
| 平成18年<br>平成19年 | 全20校区で校区まちづくり推進計画策定  |                        |  |
| 平成20年<br>4月1日  | 田原市市民協働まちづくり条例施行   |                        |  |
| 平成23年<br>4月1日  | 田原市地域コミュニティ連合会発足   |                        |  |

(注1) 東部地区以降、加治地区・巴江地区・神戸地区・大草地区・六連地区・大久保地区・野田地区・北部地区・萱町地区・新町地区・本町地区・中部地区でコミュニティ協議会が設立される。

(注2) 高松地区以降、赤羽根中地区・赤羽根西地区でコミュニティ協議会が設立される。

(注3) 堀切地区以降、泉校区でコミュニティ協議会が設立される。

## ④ コミュニティ協議会の設立経過

### ◆旧田原町を基準に記載

(昭和48年度 1地区発足 田原町東部コミュニティ協議会)

○昭和54年度 2地区発足

◆加治コミュニティ協議会（自治会） ◆六連コミュニティ協議会（小学校区）

○昭和55年度 5地区発足

◆巴江コミュニティ協議会（自治会） ◆神戸コミュニティ協議会（小学校区）

◆大草コミュニティ協議会（小学校区） ◆南部コミュニティ協議会（小学校区）

◆野田コミュニティ協議会（小学校区）

※地域コミュニティ計画づくり事業を、既存3地区を含めた8地区で実施した。

○昭和56年度 5地区発足

◆北部コミュニティ協議会（小学校区） ◆萱町コミュニティ協議会（自治会）

◆本町コミュニティ協議会（自治会） ◆新町コミュニティ協議会（自治会）

◆中部コミュニティ協議会（小学校区）

※地域コミュニティ計画づくり事業を、これまでの合計13地区となった。

■昭和60年度 校区総代制導入（小学校単位）、コミュニティ協議会の再編による9地区となる。

※全校区にコミュニティ指導員配置（昭和60年度が衣笠小学校新設され9校区となった）

① 田原東部校区コミュニティ協議会

② 童浦校区コミュニティ協議会

③ 田原中部校区コミュニティ協議会

④ 田原南部コミュニティ協議会

⑤ 衣笠校区コミュニティ協議会

⑥ 神戸校区コミュニティ協議会

⑦ 大草校区コミュニティ協議会

⑧ 六連コミュニティ協議会

⑨ 野田校区コミュニティ協議会

○昭和61年度 地域コミュニティ計画づくり事業の着手（全9校区）

■平成15年度 赤羽町の編入合併に伴い、小学校単位に3地区発足。（合計12校区）

⑩ 高松コミュニティ協議会

⑪ 赤羽根校区コミュニティ協議会

⑫ 若戸校区コミュニティ協議会

■平成17年度 渥美町の編入合併に伴い、小学校単位に8地区発足。（合計20校区）

⑬ 泉校区コミュニティ協議会

⑭ 清田校区コミュニティ協議会

⑮ 福江校区コミュニティ協議会

⑯ 中山校区コミュニティ協議会

⑰ 亀山校区コミュニティ協議会

⑱ 伊良湖校区コミュニティ協議会

⑲ 堀切校区コミュニティ協議会

⑳ 和地校区コミュニティ協議会

■平成18年度 校区まちづくり推計画策定（全20校区）

⇒校区まちづくりアドバイザーの派遣

※太字=現存地区（校区）

## (2) 校区制の考え方の整理

田原市（旧田原町）においては、長い時間をかけ、様々な段階を経て、小学校区を単位とする地域コミュニティの枠組みが制度として確立され、浸透してきた。この校区制の主な理由、考え方を整理すると以下のとおりとなる。

### ■ 代表総代制の浸透

- ❖全集落の代表者（当初は68名）に対して、情報伝達、意見集約、会議開催を行うことが非効率で、近代的な行政運営に合わなくなってきたことから、大字内の区域（現在の校区とは区域が異なる）の取りまとめと会議出席を行う大字総代が設置された。
- ❖各地域では、狭い集落意識から脱却し、**機構や連絡系統の簡略化と近代化**を図るため、南町（元前・水川）、大草（大草東・大草西・半身・大志）、本町（上本町・下本町）、新町（上新町・中新町・下新町）などで、**自治組織の統合**が進んだ。
- ❖さらなる近代化を図るため、大字単位27名の大字総代を、より実際の地域活動に即した区分の**代表総代**10名に改められ、これが後の**校区総代制の基礎**となった。

### ■ モデル事業の成果（田原東部校区）

- ❖旧田原町内の代表総代は、必ずしも小学校区単位ではなかったが、「東部代表総代」は、田原東部小学校区内の「六連（現在の相川）」「谷熊」「豊島」地区の代表者だった。
- ❖昭和48年の自治省モデルコミュニティ指定を契機に、「東部コミュニティ協議会」が設立され、地域の基本となる自治会活動のほか、校区総代制を生かし、**小学校区内の融和や振興、共通課題の解決**を図る取り組みが進められた。
- ❖昭和50年には、国の支援により「田原東部コミュニティセンター」が完成し、校区活動の拠点施設となった。
- ❖この「**校区総代制**」+「**自主的事業**」+「**地域活動の拠点施設**」（後の校区市民館）が、**地域活動を近代化・活性化する最適な仕組み**として、全町に展開されることとなった。

#### ◆東部コミュニティ協議会の取組経過

- ・「生活の場」の総点検を活動の第一歩とした。
- ・「安全・安心・快適な生活環境の充実」をテーマとした。
- ・町職員も出身地域に出向いて計画づくりをサポートした。
- ・地域住民へのPRとアンケート調査を実施した。
- ・まずは生活道路の整備（コミュニティ道路舗装）に取り掛かった。
- ・住民自身が機械や道具を持ち寄り、手弁当で作業を行った。
- ・町からは原材料の支給と土木技術の指導を受けた。
- ・舗装だけでなく、路肩や空き地の花壇整備も行った。
- ・交通公園の整備では、墓地の移動も住民が中心となり行った。
- ・これらの活動は高く評価され、名城大学教授からは「田原方式」として高く評価された。

【出典】『田原町行政史』※未発表資料



◎現在の田原東部市民館

## ■ 小学校活動と地域コミュニティとの親和性

- ・小学校を中心として、**校区内の住民や自治会と合致している活動が多い**ため、校区単位での情報伝達、取りまとめ、取り組みに合理性がある。  
(例) 青少年健全育成、PTA役員、通学団編成、交通安全運動、防犯活動、運動会等行事、学校評議員会

## ■ 課題の共有が可能な範囲

- ・小学校を中心とし、**生活圏が似通っている**ため、例えば道路や河川の整備等について、自治会の区域を超えた課題を共有することができ、地域として意見をとりまとめ、行動することができる。

## ■ 地域コミュニティ活動の適正範囲

- ・おおむね**徒歩圏内**を基本とする小学校区は、**身近なコミュニティ活動の適正範囲**とも考え得る。
- ・活動拠点施設（市民館）、避難施設（体育館、運動場）の対象範囲としても妥当性がある。

### 《適正な通学距離》

#### ◆義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律【要約】

- ・公立の小学校及び中学校を適正規模にするために統合する場合の補助要件について。(法第三条)
- ・法第三条の適正規模の要件は、通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。(施行令第四条)  
※交通の便等を考慮して適当と認められた場合は、条件に適合するものとみなされる。

#### ◆日本建築学会の推奨距離【最大値】

- ・小学校低学年：2km（徒歩30分）以内
- ・小学校高学年～中学校：3km（徒歩30分）以内

### 《コミュニティスクール（学校運営協議会制度）》

#### ◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律【2004年】

- ・学校運営に地域の声を生かすため、保護者代表や地域代表、有識者などによる学校運営協議会を設置できる制度。
- ・地域コミュニティと学校のつながりを深くすることで、特色ある教育活動が可能となる。
- ・地域に子どもたちを見守る目が増え、健全育成や安全確保につながる。
- ・学習フィールドや住民交流の広がりで、子どもたちの地域貢献意識や郷土愛の醸成につながる。
- ・愛知県では61校の指定(h25.4.1)がある。田原市内では未導入。
- ・地域の意見を学校運営に反映させる仕組みとしては、学校評議員制度がある。(各校区会長が委員となっている)

### (3) 条例・計画等における地域コミュニティの位置付け

#### ① 田原市地域コミュニティ振興計画 (平成19年3月策定)

平成17年10月の合併（田原市+旧渥美町）後、旧田原町の地域コミュニティ施策を市全域で展開するための振興策を、策定組織（市役所庁内組織）を設置しとりまとめた。

##### 【第1章】背景

- 計画策定の必要性
- 地域コミュニティの経緯（旧田原町、旧赤羽根町、旧渥美町）

##### 【第2章】現状・課題

- 地域コミュニティの現状（形態・役割・課題・活動等）
- 市民意識の現状
- 振興策の現状（補助金、保険、拠点整備等）
- 市依頼業務の関係
- 連絡調整の状況

##### 【第3章】振興方針

- 振興の目標
- 振興の方針（方針・推進目標）
- 活動の方向性

##### 【第4章】振興施策

- 環境づくり（位置付けの明確化、コミュニティのあり方検討等）⇒ 条例制定
- 活動の活性化（計画的地域づくりの推進、活動拠点充実、活動支援等）
- 協働関係の構築、（役割の認識、協働ルールの確立、最適な業務委託）
- 市全体のまちづくりの推進（市施策への協力、地域コミュニティ間の連携）

##### 【第5章】まとめ

#### ② 田原市市民協働まちづくり条例 (平成20年4月施行)

田原市の地域特性である地域コミュニティを基盤とする「協働のまちづくり」を推進するため、市民・市民活動団体等による検討組織で素案づくりを進め、平成20年3月議会で制定。

##### 【第1章】総則

- 目的
- 定義 ⇒ 校区、校区コミュニティ協議会の範囲の規定（小学校区内）
- 基本理念
- 市民の役割
- 市民活動団体の役割
- 事業者の役割
- 市の機関の役割

##### 【第2章】協働促進の方針

- 方針の策定

##### 【第3章】市民参加と協働

- 行政活動における市民参加と協働の実現
- 市民公益活動における協働の実現

##### 【第4章】市民公益活動の支援

- 活動環境の整備
- 情報の提供
- その他の支援

##### 【第5章】地域コミュニティ団体

- 地域コミュニティ団体の位置付け
- 地域コミュニティ団体の責務
- 市民等の責務
- 市の機関の責務
- 市の機関の責務
- 地域コミュニティ団体の認定

##### 【第6章】市民協働まちづくり基金

- 基金の設置

##### 【第7章】市民協働まちづくり会議

- 協働会議の設置

##### 【第8章】雑則

- 委任

# 田原市市民協働まちづくり条例（平成20年4月1日施行）

## 地域コミュニティ関連項目の抜粋

### （目的）

第1条 この条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本理念及び施策の基本事項を定めるとともに、市民、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市の機関の役割と責務を明らかにし、総合計画に掲げる将来目標等の実現を図ることを目的とする。

### （定義）※項目抜粋

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (4) 行政活動 … 総合計画の実現において、市の機関の役割として実施する各種の活動をいう。
- (5) 市民公益活動 … 市民等が、自主的に取り組むまちづくり及び社会貢献を目的とする活動をいう。

### (9) 地域コミュニティ団体

- ア **自治会** … 一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、交流、環境整備、文化伝承、防災、福祉等の活動を行う団体
- イ **校 区** … 小学校区域内の自治会で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体
- ウ **校区コミュニティ協議会** … 小学校区域内の市民、自治会及びその他の市民活動団体等で構成し、相互連絡、意見集約、交流等の活動を行う団体

### （地域コミュニティ団体）

第14条 本市のまちづくりにおいては、地域コミュニティ団体を基礎的な市民活動団体として位置付け、その振興を図るものとする。

### （地域コミュニティ団体の責務）

第15条 地域コミュニティ団体は、対象区域の市民等の福利向上を図るため、自主的に地域の課題に対処するものとする。

- 2 地域コミュニティ団体は、前項の場合において、必要に応じ、他の市民活動団体と協働し、相互理解による信頼の構築及びまちづくりの推進に努めるものとする。
- 3 地域コミュニティ団体は、対象区域における市民等の参加機会の確保に努めるものとする。
- 4 地域コミュニティ団体は、市全体のまちづくりの推進に配慮し、行政活動における地域に関わる課題について、対象区域の市民等の意見を把握するように努めるとともに、それらの意見を集約し、代表するものとする。

### （市民等の責務）

第16条 市民、市民活動団体、事業者は、自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加するように努めるものとする。

### （市の機関の責務）

第17条 市の機関は、地域コミュニティ団体の振興施策を立案し、その実現に努めるものとする。

- 2 市の機関は、第15条第4項の規定により集約された意見に配慮するものとする。

### （地域コミュニティ団体の認定）

第18条 市長は、地域コミュニティ活動の活性化を図ることを目的として、民主的かつ公平な運営により第15条の責務を果たしている地域コミュニティ団体について該当団体の申請に基づき認定する。

- 2 市長は、前項の認定について、地域コミュニティ団体が前項に定める要件を欠いていると認めたときは、これを取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の認定の状況を公表する。
- 4 前3条に関する手続きは、市長が規則で定める。

### ③ 田原市の市民協働まちづくり方針 (平成20年度策定・24年度一部修正)

◆市民協働まちづくり条例の基本理念の実現を図るため、市民、市民活動団体、事業者、行政がそれぞれ取り組むべき指針を定めたもの。市民協働まちづくり会議を中心に策定。

○地域コミュニティ関連項目の抜粋

#### 【第4章】市民協働の6つの指針

指針その5 「地域コミュニティ活動の振興」

- 地域コミュニティ団体の振興のあり方
- 地域コミュニティ団体の取組のあり方



### ④ 第1次田原市総合計画 (平成24年度改定)

○地域コミュニティ関連項目の抜粋

#### ■まちづくりの方針 参加と協働による持続可能なまちづくり

#### ■重点プロジェクト 人が人を支える協働の体制づくりプロジェクト

〈内容抜粋〉

- ・校区コミュニティ協議会による地域づくりの支援
- ・介護、子育て、清掃、防災など様々な活動における市民協働体制の構築
- ・市民活動のすそ野を広げる担い手づくり
- ・「参加と協働」を主眼において行政運営の推進

### ⑤ 田原市地域コミュニティ活動促進要綱 (平成23年4月施行・5年後見直し)

◆市民協働まちづくり条例第14条における地域コミュニティの規定を踏まえ、地域コミュニティ振興計画に掲げる振興方針を実現するために必要な事項を定めたもの。

#### 【第1章】総則

- 目的 ■対象団体 ■促進項目

#### 【第2章】協働関係の構築

- 基本方針の策定 ■委託・依頼 ■市全体のまちづくり

#### 【第3章】人的支援

- 対応窓口 ■コミュニティ主事⇒ 市民館主事と兼務 ■アドバイザー

#### 【第4章】活動環境の整備

- 運営体制確立の支援 ■活動拠点の整備⇒ 市民館整備（小学校区単位）

#### 【第5章】財政的支援

- 協働助成金（校区協議会・自治会） ■地域づくり活動推進交付金（校区協議会）
- 地域コミュニティ施設等整備補助金（校区協議会・自治会）

#### 【第6章】その他支援

- 地域基盤の整備 ■情報提供 ■意見聴取等 ■連携の促進 ■連合会の支援

#### 【第7章】雑則

- 見直し ■委任

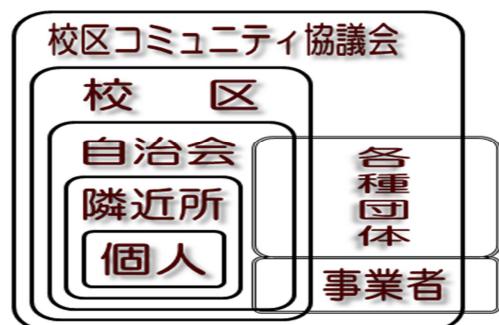
## 2 地域コミュニティの現状

### (1) 地域コミュニティ団体の種類・組織

#### 《補完の構造》

1. 個人でできること ⇒ 隣近所で
  2. 隣近所でできること ⇒ 自治会で
  3. 自治会でできること ⇒ 校区で
  4. 校区でできること ⇒ 校区コミュニティ協議会で
  5. 校区コミュニティ協議会でできること ⇒ 行政で
- ※「4. 校区」のない地域もある。

地域コミュニティの構造



#### ① 地区自治会

- ◆ 地域コミュニティ団体の最小単位。
- ◆ 「自治会」「区」「町内会」などの呼称があり、代表者も「自治会長」「総代」「区長」「町内会長」など多様な役職名となっている。
- ◆ 一定区域の居住者で形成し、相互連絡、意見集約、親睦交流、環境整備、文化伝承、防災防犯、福祉等、最も身近で多様な地域コミュニティの基本となる活動を行っている。
- ◆ 土地や建物等の財産を保有する自治会は地縁団体となっている。
- ◆ 市内に 106 団体ある。

##### ◆地区自治会の主な活動

※地域によって異なる。

- ・総会、役員会等、各種会合の開催
- ・住民台帳の作成・管理、加入呼びかけ
- ・広報、回覧など地域文書の配布
- ・集会所・公園・ごみステーション・防犯灯の管理
- ・自主防災会の運営、交通安全・防犯の啓発
- ・ごみ拾い、草刈り、河川・水路・海岸の清掃
- ・高齢者の見守り、敬老会の開催など地域福祉活動
- ・伝統行事の継承、神社活動・祭礼等への協力
- ・道路等の要望とりまとめ、行政委員等の推薦



#### ② 校区

- ◆ 校区単位の自治会の連合組織で、一部の地域にのみ組織されている。
- ◆ 自治会間の相互連絡、意見集約、親睦交流等の活動を行う。
- ◆ 土地や建物等の財産を保有する校区は地縁団体となっている。
- ◆ 校区の代表者は「校区総代」と呼ばれる。

### ③ 校区コミュニティ協議会

- ◆小学校区域の市民、自治会、行政委員、各種団体で構成し、相互連絡、意見集約、親睦交流、青少年健全育成等の活動を行う。
- ◆校区コミュニティ協議会の代表者は「校区会長」と呼ばれる。
- ◆主に自治会活動の範囲以上の取り組みを行っている。(1校区1自治会の地域、所属自治会の規模が小さい場合等は、自治会活動を校区で行っているケースもある。)
- ◆市内全20校区で組織されている。

#### ◆校区コミュニティ協議会の主な活動

※地域によって異なる。

- ・校区全体の課題や資源の把握・整理、方針・事業の統一
- ・校区まちづくり推進計画の策定・推進
- ・行政との連絡調整、市からの助成金等の受け入れ
- ・一つの自治会、一つ団体の枠を超えた課題対応・協議・調整
- ・校区全体の交通安全、防犯、環境保全、青少年健全育成などの活動
- ・市民館を拠点とする各種生涯学習活動、住民交流等



### ④ 田原市地域コミュニティ連合会

- ◆全20校区コミュニティ協議会を取りまとめる地域コミュニティの最上位組織。
- ◆市全体のコミュニティ振興、意見集約、調査研究、交流等の活動を行う。
- ◆毎月定例理事会を開催し、理事同士や市当局との意見交換、連絡調整を行う。
- ◆全校区会長が理事として参加。



#### 《地域コミュニティ団体の代表者の位置付け（立場・身分）》

1. 地域住民等の代表者 …地域で選出される代表者なので、市からの条件等はない。
2. 公職者ではない …市長が任命したり、報酬が支払われたりすることはない。

※市から依頼のある特別な業務に対して報酬や委託料の支払われる場合あり。

※校区コミュニティ協議会長が市民館長として活動する部分は公職者（非常勤の地方公務員）。

## ⑤ 自治会・校区・校区協議会の状況

◆田原市における、「地区自治会」「校区」「校区コミュニティ協議会」の組織状況は以下のとおり。

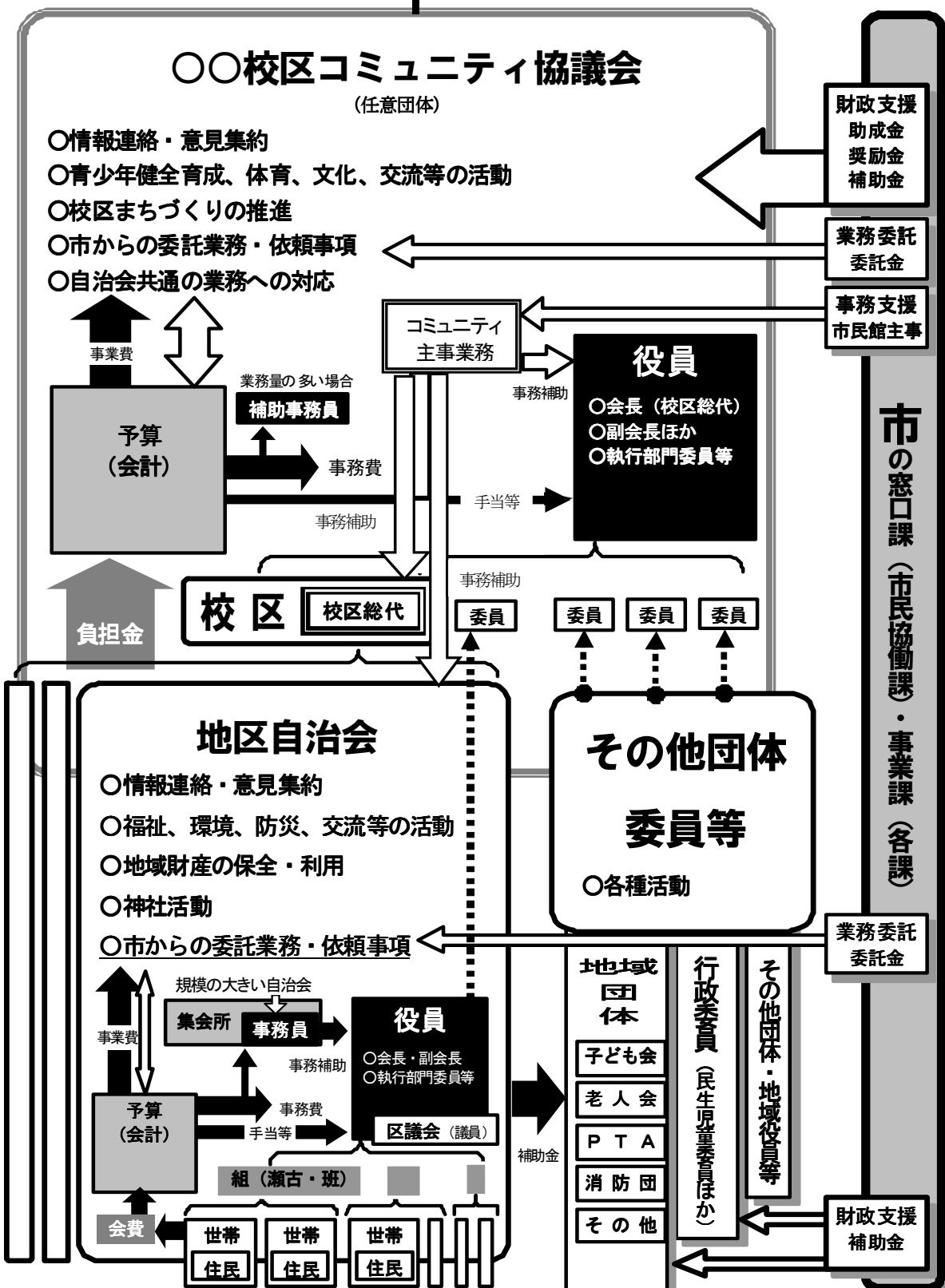
| 小学校区  | 地区自治会   | 校区         | 校区コミュニティ協議会     |
|-------|---|------------|-----------------|
| 六 連   | 長上区※、久美原区※、浜田区※、百々区※、新浜自治会※   | 六連校区自治会※   | 六連コミュニティ協議会     |
| 神 戸   | 川岸町内会※、漆田一区※、漆田二区、漆田三区自治会※、東赤石、サンコート、市場区※、青津区※、希望が丘、赤松区※、志田区※、新美区※、南町区※、谷ノ口区※、東ヶ谷区※ | 神戸校区※      | 神戸コミュニティ協議会     |
| 大 草   | 大草、大草団地地区   | 大草自治会※     | 大草コミュニティ協議会     |
| 田原東部  | 相川自治会※、谷熊自治会※、やぐま台自治会、豊島自治会※、御殿山自治会※  | 田原東部校区自治会※ | 田原東部コミュニティ協議会   |
| 田原南部  | 大久保区自治会※  | —          | 田原南部コミュニティ協議会   |
| 童 浦   | 吉胡区自治会※、木綿台区自治会※、吉胡台区自治会※、浦区自治会※、西浦、波瀬区※、姫見台自治会※、片浜自治会※、白谷区※、光崎※、片西自治会              | —          | 童浦校区コミュニティ協議会   |
| 田原中部  | 一番東、一番西、三番組、四番組東、四番組西、四番組南、蔵王東ヶ丘自治会※、蔵王南ヶ丘自治会、萱町一区、萱町二区、萱町三区、本町自治会※、新町内会            | —          | 田原中部校区コミュニティ協議会 |
| 衣 笠   | 加治区自治会※、衣笠町内会、八軒家町内会※、藤七原町内会※、鎌田町内会、東滝頭地区、赤石自治会                                     | (衣笠校区)     | 衣笠校区コミュニティ協議会   |
| 野 田   | 芦自治会※、南、彦田、雲明、保井、東馬草、山ノ神、西馬草、今方、北海道、市場、仁崎、ほると台                                      | 野田区自治会※    | 野田校区コミュニティ協議会   |
| 高 松   | 高松区※  | —          | 高松コミュニティ協議会     |
| 赤 羽 根 | 赤東区※、赤中区※、赤西区※  | 赤羽根校区      | 赤羽根校区コミュニティ協議会  |
| 若 戸   | 池尻区※、若見区※、越戸区※  | (若戸校区)     | 若戸校区コミュニティ協議会   |
| 和 地   | 和地一色自治会※、和地自治会、土田自治会※   | 和地区総代会※    | 和地校区コミュニティ協議会   |
| 堀 切   | 堀切自治会※、小塩津自治会※  | —          | 堀切校区コミュニティ協議会   |
| 伊 良 湖 | 伊良湖自治会、日出自治会※   | —          | 伊良湖校区コミュニティ協議会  |
| 亀 山   | 亀山自治会※、西山自治会  | —          | 亀山校区コミュニティ協議会   |
| 中 山   | 中山自治会※、小中山自治会   | —          | 中山校区コミュニティ協議会   |
| 福 江   | 長沢自治会※、福江自治会※、保美自治会※、向山自治会  | —          | 福江校区コミュニティ協議会   |
| 清 田   | 山田自治会、高木自治会、折立自治会、古田自治会※  | —          | 清田校区コミュニティ協議会   |
| 泉     | 宇津江自治会、江比間自治会※、八王子自治会※、村松自治会※、馬伏自治会※、伊川津自治会※、石神自治会※、夕陽が浜自治会                         | —          | 泉校区コミュニティ協議会    |
| 合 計   | 106団体   |            | 20団体            |

【注1】※印は、平成25年4月1日現在で地縁団体として認可されている団体。( )は自治会連合としての校区

## 田原市の地域コミュニティの標準的な組織体制

各地域の「校区コミュニティ協議会」「校区」「地区自治会」の標準的な組織構成・業務内容は、下図のとおり。

### 田原市地域コミュニティ連合会（20校区協議会で構成）

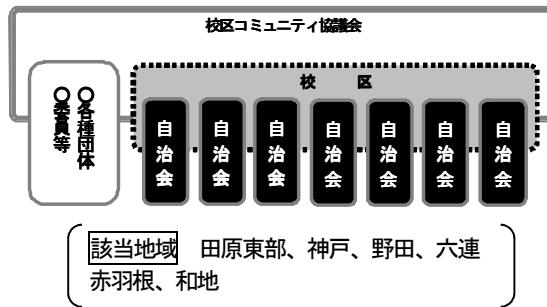


## ⑥ 組織構成の例

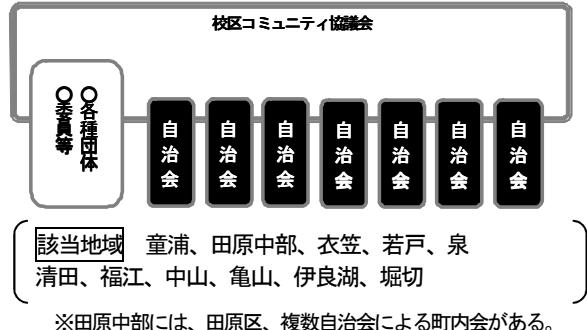
地域状況に応じて、**地域コミュニティ団体の組織構成の形態は異なっている。**

※データは平成21年当時の参考。以降、各校区で組織体制と機能分担の見直しが行われている。

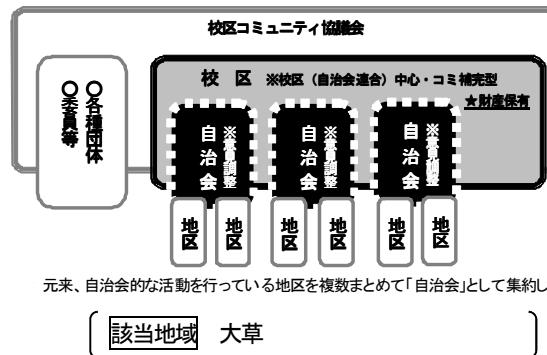
### A 標準型



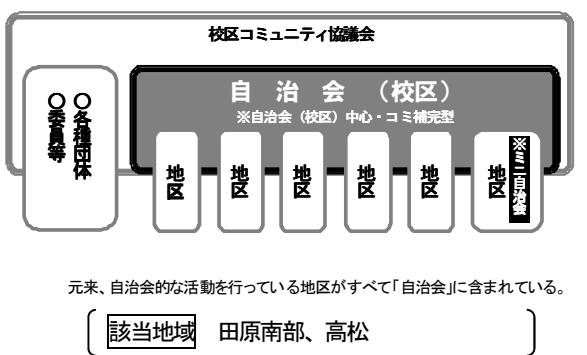
### B コミ協議会・自治会型



### C 自治会部分統合型



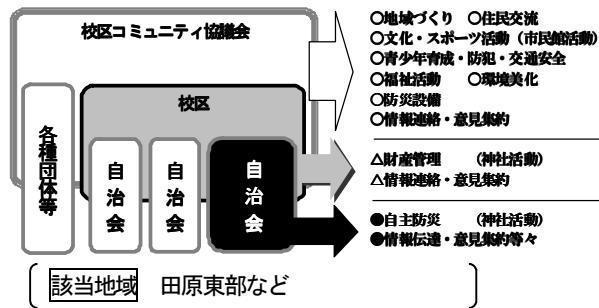
### D 校区内1自治会型



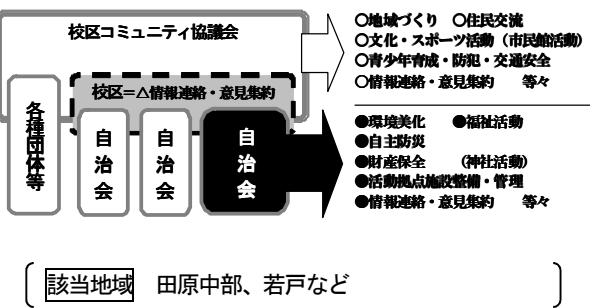
## ■ 機能分担・それぞれの活動内容の例

地域状況に応じて、**地域コミュニティ団体相互の機能分担とそれぞれの活動内容**は異なっており、主な形態は次のとおりです。 ※各校区で、平成21年度から組織体制と機能分担の見直しが行われています。

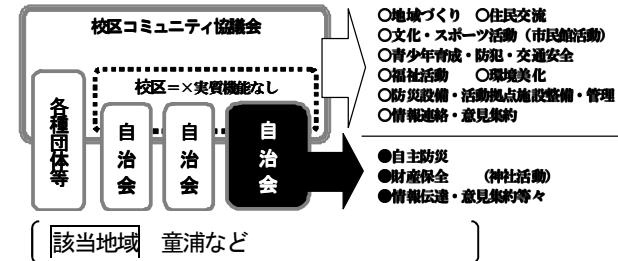
### A コミ協議会・校区・自治会分担型



### B 自治会中心・コミ協議会補完型



### C コミ協議会中心型



## (2) 地域コミュニティ団体の分布・規模

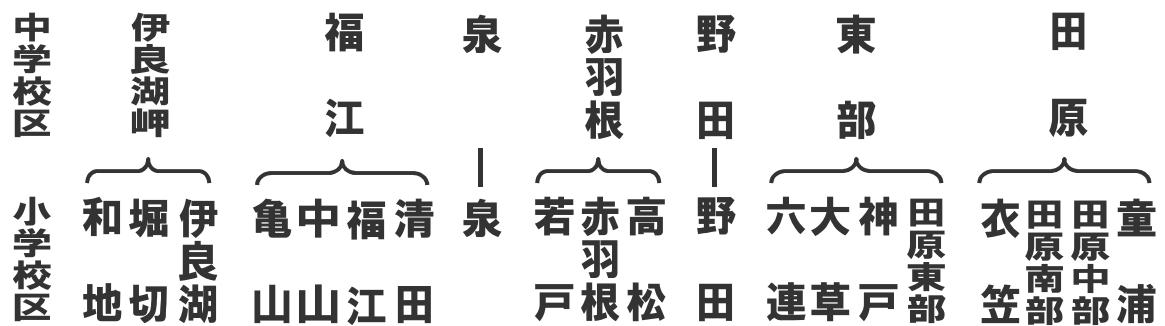
### ① 校区等の分布

# 田原市内校区・



田 原

〔西側〕



# 区域図



## ② 地域コミュニティ団体の世帯・人口一覧

(平成25年3月31日)

| コミュニティ協議会 | 地区自治会名     | 世帯数   | 人口    | コミュニティ協議会 | 地区自治会名    | 世帯数   | 人口    |  |
|-----------|------------|-------|-------|-----------|-----------|-------|-------|--|
| 六連        | 1 長上区      | 15    | 80    | 衣笠校区      | 1 加治区自治会  | 580   | 1,619 |  |
|           | 2 久美原区     | 62    | 260   |           | 2 衣笠町内会   | 327   | 877   |  |
|           | 3 浜田区      | 93    | 373   |           | 3 八軒家町内会  | 309   | 946   |  |
|           | 4 百々区      | 326   | 751   |           | 4 藤七原町内会  | 110   | 354   |  |
|           | 5 新浜自治会    | 97    | 324   |           | 5 鎌田町内会   | 283   | 782   |  |
|           | 計          | 593   | 1,788 |           | 6 東淹頭地区   | 445   | 445   |  |
| 神戸        | 1 川岸町内会    | 207   | 564   |           | 7 赤石自治会   | 381   | 931   |  |
|           | 2 漆田一区     | 358   | 970   |           | 計         | 2,435 | 5,954 |  |
|           | 3 漆田二区自治会  | 204   | 513   | 野田校区      | 1 芦自治会    | 47    | 199   |  |
|           | 4 漆田三区自治会  | 391   | 973   |           | 2 南       | 83    | 278   |  |
|           | 5 東赤石自治会   | 152   | 390   |           | 3 彦田      | 69    | 291   |  |
|           | 6 サンコート自治会 | 153   | 324   |           | 4 雲明      | 91    | 328   |  |
|           | 7 市場区      | 94    | 357   |           | 5 保井      | 54    | 201   |  |
|           | 8 青津区      | 133   | 438   |           | 6 東馬草     | 61    | 232   |  |
|           | 9 希望が丘自治会  | 79    | 195   |           | 7 山ノ神     | 77    | 247   |  |
|           | 10 赤松区     | 168   | 596   |           | 8 西馬草     | 65    | 260   |  |
|           | 11 志田区     | 52    | 168   |           | 9 今方      | 45    | 137   |  |
|           | 12 新美区     | 49    | 173   |           | 10 北海道    | 31    | 103   |  |
|           | 13 南町区     | 172   | 471   |           | 11 市場     | 58    | 234   |  |
|           | 14 谷ノ口区    | 82    | 267   |           | 12 仁崎     | 93    | 374   |  |
|           | 15 東ヶ谷区    | 81    | 320   |           | 13 ほると台   | 143   | 488   |  |
|           | 計          | 2,375 | 6,719 |           | 計         | 917   | 3,372 |  |
| 大草        | 1 大草地区     | 228   | 919   | 高松        | 1 高松区     | 464   | 1,635 |  |
|           | 2 大草団地地区   | 143   | 382   |           | 2 赤東区     | 281   | 881   |  |
|           | 計          | 371   | 1,301 |           | 3 赤中区     | 241   | 737   |  |
| 田原東部      | 1 相川自治会    | 56    | 187   |           | 4 赤西区     | 265   | 893   |  |
|           | 2 谷熊自治会    | 184   | 668   |           | 計         | 787   | 2,511 |  |
|           | 3 やぐま台自治会  | 272   | 807   | 若戸校区      | 1 池尻区     | 154   | 583   |  |
|           | 4 豊島自治会    | 623   | 1,971 |           | 2 若見区     | 239   | 862   |  |
|           | 5 御殿山自治会   | 111   | 432   |           | 3 越戸区     | 109   | 432   |  |
|           | 計          | 1,246 | 4,065 |           | 計         | 502   | 1,877 |  |
| 田原南部      | 1 大久保区自治会  | 375   | 1,395 | 和地校区      | 1 和地一色自治会 | 50    | 182   |  |
| 童浦校区      | 1 吉胡区自治会   | 100   | 385   |           | 2 和地自治会   | 212   | 784   |  |
|           | 2 木綿台区自治会  | 173   | 554   |           | 3 土田自治会   | 89    | 365   |  |
|           | 3 吉胡台区自治会  | 126   | 414   |           | 計         | 351   | 1,331 |  |
|           | 4 浦区自治会    | 484   | 1,705 | 堀切校区      | 1 堀切自治会   | 404   | 1,387 |  |
|           | 5 西浦区      | 856   | 1,081 |           | 2 小塩津自治会  | 163   | 663   |  |
|           | 6 波瀬区      | 94    | 390   |           | 計         | 567   | 2,050 |  |
|           | 7 姫見台自治会   | 155   | 396   | 伊良湖校区     | 1 伊良湖自治会  | 131   | 485   |  |
|           | 8 片浜自治会    | 60    | 236   |           | 2 日出自治会   | 125   | 374   |  |
|           | 9 白谷区      | 74    | 264   |           | 計         | 256   | 859   |  |
|           | 10 光崎区     | 298   | 997   | 亀山校区      | 1 亀山自治会   | 153   | 598   |  |
|           | 11 片西自治会   | 339   | 590   |           | 2 西山自治会   | 195   | 622   |  |
|           | 計          | 2,759 | 7,012 |           | 計         | 348   | 1,220 |  |
| 田原中部校区    | 1 一番東      | 172   | 407   | 中山校区      | 1 中山自治会   | 666   | 2,515 |  |
|           | 2 一番西      | 140   | 361   |           | 2 小中山自治会  | 757   | 2,336 |  |
|           | 3 三番組      | 275   | 640   |           | 計         | 1,423 | 4,851 |  |
|           | 4 四番組東     | 162   | 447   | 福江校区      | 1 長沢自治会   | 44    | 161   |  |
|           | 5 四番組西     | 229   | 640   |           | 2 福江自治会   | 756   | 2,447 |  |
|           | 6 四番組南     | 343   | 847   |           | 3 保美自治会   | 560   | 1,543 |  |
|           | 7 蔵王東ヶ丘自治会 | 163   | 444   |           | 4 向山自治会   | 71    | 221   |  |
|           | 8 蔵王南ヶ丘    | 141   | 416   |           | 計         | 1,431 | 4,372 |  |
|           | 9 萱町一区     | 399   | 1,076 | 清田校区      | 1 山田自治会   | 42    | 195   |  |
|           | 10 萱町二区    | 221   | 486   |           | 2 高木自治会   | 179   | 539   |  |
|           | 11 萱町三区    | 73    | 214   |           | 3 折立自治会   | 154   | 494   |  |
|           | 12 本町自治会   | 105   | 296   |           | 4 古田自治会   | 381   | 1,169 |  |
|           | 13 新町町内会   | 203   | 548   |           | 計         | 756   | 2,397 |  |
|           | 計          | 2,626 | 6,822 | 泉校区       | 1 宇津江自治会  | 72    | 312   |  |
| 合計        |            |       |       |           | 2 江比間自治会  | 419   | 1,312 |  |
| 世帯 人      |            |       |       |           | 3 八王子自治会  | 155   | 447   |  |
|           |            |       |       |           | 4 村松自治会   | 118   | 344   |  |
|           |            |       |       |           | 5 馬伏自治会   | 45    | 139   |  |
|           |            |       |       |           | 6 伊川津自治会  | 189   | 644   |  |
|           |            |       |       |           | 7 石神自治会   | 140   | 406   |  |
|           |            |       |       |           | 8 夕陽が浜自治会 | 80    | 251   |  |
|           |            |       |       |           | 計         | 1,218 | 3,855 |  |

### ③ 地域コミュニティ団体の規模の比較

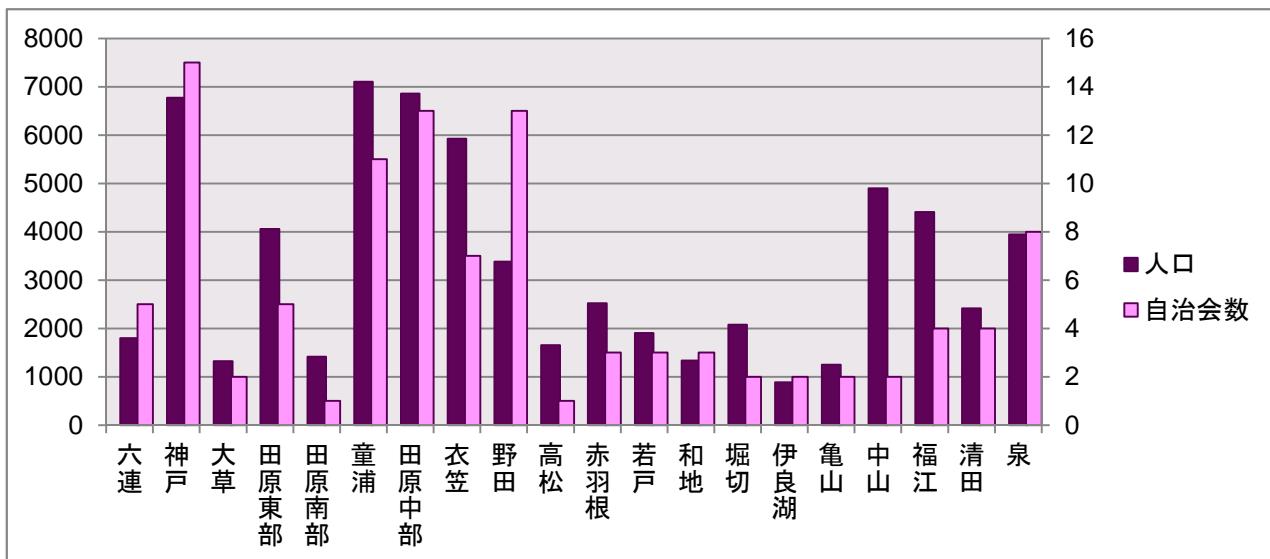
#### ア 小学校区の面積

| 校 区  | 面積 (ha)  |
|------|----------|
| 六 連  | 781.30   |
| 神 戸  | 1,092.53 |
| 大 草  | 352.49   |
| 田原東部 | 684.47   |
| 田原南部 | 548.94   |
| 童 浦  | 2,142.89 |
| 田原中部 | 271.08   |
| 衣 笠  | 691.60   |
| 野 田  | 1,768.80 |
| 高 松  | 664.69   |

| 校 区   | 面積 (ha)  |
|-------|----------|
| 赤 羽 根 | 891.91   |
| 若 戸   | 821.17   |
| 和 地   | 893.26   |
| 堀 切   | 903.11   |
| 伊 良 湖 | 573.58   |
| 亀 山   | 889.41   |
| 中 山   | 1,343.74 |
| 福 江   | 799.32   |
| 清 田   | 828.82   |
| 泉     | 1,937.89 |

【出典】都市計画基礎調査（G I S描画による計算値）

#### イ 校区の人口・自治会数



※平成25年3月31日現在

#### ウ 人口・世帯の最大・最小

##### ■自治会

- «世帯» 最大=757世帯（小中山）
- «人口» 最大=2,515人（中山）
- 最小=15世帯（長上）
- 最小=80人（長上）

##### ■校区

- «世帯» 最大=2,759世帯（童浦）
- «人口» 最大=7,012人（童浦）
- 最小=256世帯（伊良湖）
- 最小=859人（伊良湖）

※平成25年3月31日現在

### (3) 校区市民館の活用状況

#### ① 市民館の概要

- ・社会教育法に基づき市が設置する社会教育施設で、市民にとって一番身近な「学びの場」。
- ・田原市においては、地域コミュニティ活動の拠点としての位置付けもある。
- ・1校区1市民館が設置され、それぞれ、非常勤特別職（地方公務員）として、館長（校区会長）1名と市民館主事（コミュニティ主事兼務）1名が配置されている。
- ・市民館の管理運営は、指定管理者制度で、市から校区コミュニティ協議会が受託している。

#### ② 主な利用状況

- ・各種講座・教室、講演会、展示会、討論会、体育・レクリエーション集会の開催 等
- ・地域コミュニティ団体の事務所機能、各種会議 等
- ・地域住民、地域活動団体等の活動拠点

#### ③ 各市民館の利用者数

(平成23年度実績・生涯学習課)

| 市民館名        | 校区別人口(人) | 施設利用者(延人) | 備考             |
|-------------|----------|-----------|----------------|
| 六連市民館       | 1,789    | 17,811    | 放課後子ども教室       |
| 神戸市民館       | 6,771    | 43,917    | 児童クラブ          |
| 大草市民館       | 1,327    | 6,542     | 放課後子ども教室       |
| 田原東部市民館     | 4,021    | 7,177     |                |
| 田原東部市民館(分館) | -        | 14,067    | 児童クラブ          |
| 田原南部市民館     | 1,430    | 9,963     | 放課後子ども教室       |
| 童浦市民館       | 7,022    | 17,443    | 児童クラブ          |
| 田原中部市民館     | 6,867    | 29,026    | ※児童クラブは中部小     |
| 衣笠市民館       | 3,460    | 34,124    | 児童クラブ          |
| 野田市民館       | 5,894    | 12,356    | 児童クラブ          |
| 高松市民館       | 1,695    | 15,221    | 放課後子ども教室       |
| 赤羽根市民館      | 2,538    | 17,725    | ※児童クラブは赤羽根小    |
| 若戸市民館       | 1,901    | 10,106    | 放課後子ども教室       |
| 和地市民館       | 1,363    | 4,558     |                |
| 堀切市民館       | 2,114    | 7,513     | 放課後子ども教室       |
| 伊良湖市民館      | 913      | 2,820     |                |
| 亀山市民館       | 1,264    | 6,702     |                |
| 中山市民館       | 4,973    | 9,071     | 児童クラブ          |
| 福江市民館       | 4,404    | 15,104    | 児童クラブ          |
| 清田市民館       | 2,435    | 12,038    | 放課後子ども教室       |
| 泉市民館        | 3,967    | 6,408     | 児童クラブ          |
| 合計          | 66,148   | 299,692   | ※校区人口はH23年度末数値 |

## (4) 学校と地域コミュニティの関連性

学校の組織や行事と地域コミュニティとの関連や、校区コミュニティ協議会と小（中）学校との関連には、主に以下のようなものがある。

### ① 学校運営等への地域参加

#### ■学校評議員会

- ・保護者や地域住民と連携し、地域に開かれた学校づくりのため、校長の求めに応じて、学校運営等へ意見や助言を求めるもの。
- ・校区会長が委員として参加している。

#### ■ 生徒指導連絡協議会（中学校）

- ・児童生徒の健全育成と校外における事故発生等の未然防止を図るため、情報交換等を行う。
- ・校区会長が委員として参加している。

### ② 学校行事・授業等への地域参加

#### ■ 運動会

- ・来賓として、校区会長、自治会長、その他役員等を招待している。
- ・一部地域では、**校区コミュニティ協議会のスポーツ大会と合同で開催している。**  
例) 六連、田原東部、高松、若戸、和地、堀切、亀山

#### ■ 学芸会等その他行事

- ・来賓として、校区会長、自治会長、その他役員等を招待している。

#### ■ 総合的な学習 ※地域によって異なる。

- ・テーマに応じて、地域役員や住民、団体に協力要請がある。

### ③ 校区コミュニティ協議会等との関連

#### ■ コミュニティ協議会委員 ※地域によって異なる。

- ・小学校長等が委員として参加している。

#### ■ 青少年健全育成会

- ・校区単位で組織され、学校と連携して活動している。

### ④ その他

#### ■ 交通安全運動（通学路等の立ち番）の依頼

## (5) 再編地域の基本方針

田原市教育委員会が示している、「防災・少子化に伴う小中学校の再編基本方針」と、現在、具体的な協議が進められている和地・堀切・伊良湖小学校の整備基本方針は次のとおり。

### 防災・少子化に伴う小中学校の再編基本方針

平成25年4月 田原市教育委員会

- ▼ 児童生徒の生命・安全を守るため、津波被害に対処する小中学校の防災対策を推進します。
- ▼ 適正規模・適正配置については、「小学校は6学級～18学級を基本とし、学校全体の児童数120人以上（1学級平均20人以上）、中学校は6学級～18学級を基本とし、学校全体の生徒数120人以上（1学級平均20人以上）を適正規模とし、包含する小学校を少なくとも2校以上とする」ことを基本とします。
- ▼ 小中学校の配置については、地域からの意見を十分に尊重し、進めていきます。

### 地域説明会資料の抜粋

平成25年4月 田原市教育委員会

#### ■防災対策（津波被害への対応）

- 田原市は大きな地震と津波が予測されていることから、特に被害想定の高い堀切小等を安全な地域へ移します。

#### ■適正規模・適正配置

- 人口減少、少子化を背景に、田原市の児童生徒数の減少は歯止めがかかりません。特に、伊良湖小は平成27年度の3年生（4人）、4年生（5人）から複式学級になる見込みです。
- 平成21年度、教育委員会にて全校児童生徒120人未満の学校を小規模校として適正化の対象とし、複式学級についてはその回避を図っていくこととしました。（H27.4 見込み）

|       |   |
|-------|---|
| 対象小学校 | 六連（74）、大草（88）、田原南部（53）、高松（95）、若戸（77）、和地（58）、堀切（85）、伊良湖（35）、亀山（76）、清田（104） |
| 対象中学校 | 野田（93）、伊良湖岬（110）、泉（117）   |

- 平成24年度、地域からの意見を反映させるため、順次対象地域に「学校を考える会（校区会長、PTA等）」の設立を依頼しました。

#### ■対応方針

- これまで地域の意見等を踏まえ、地域の合意を前提として、下記の区分ごとに対応案を示します。

| 区分  | I. 緊急地域            | II. 先行地域 | III. 検討地域                    |
|-----|--------------------|----------|------------------------------|
| 学校名 | 和地小、堀切小、伊良湖小、伊良湖岬中 | 六連小、野田中  | 大草小、田原南部小、高松小、若戸小、亀山小、清田小、泉中 |

- 小中学校の再編により遠距離となる児童生徒の通学手段を確保するため、スクールバスの運行等により支援します。

# 和地小学校・堀切小学校・伊良湖小学校再編整備基本方針

平成25年11月 田原市教育委員会

## はじめに

田原市教育委員会では、児童生徒の生命・安全を守るため、津波被害に対処する小中学校の防災対策の推進をしています。

また、少子化による子どもの数の減少が続き、多くの学校の小規模化が進んでいます。これらに対応し、よりよい教育環境の充実を図るため、平成25年4月に決定した「防災・少子化に伴う小中学校の再編基本方針」に基づき、学校再編に取り組んでいます。

和地小学校、堀切小学校及び伊良湖小学校の統合について、関係校の保護者や校区の方々と懇談を重ね、平成25年10月28日に三校区会長から、小学校再編に関する要望書が提出されました。

これらを踏まえ「和地小学校、堀切小学校及び伊良湖小学校再編整備方針」を定めるものです。

## ■和地小学校、堀切小学校及び伊良湖小学校再編整備方針

### ○ 統合の方式、実施時期及び統合校の位置

#### (1) 統合の方式

和地小学校、堀切小学校及び伊良湖小学校を統合し、新設小学校としてスタートする。

#### (2) 実施時期

平成27年4月1日

#### (3) 統合校の位置

一時的に和地小学校の施設を利用する。(田原市和地町瀬戸山27番地)

## ■今後の進め方

### 1 統合準備委員会

統合関係校の保護者、教員、校区関係者などで構成する統合準備委員会を設置し、「校名、校歌、校章」「通学体制」「閉校記念行事」「PTA組織」「教育課程・学校行事」などについて協議します。

### 2 学校施設の整備

統合に当たって、必要な施設・設備の改善に努めます。

### 3 遠距離通学への対応

遠距離となる児童の通学手段を確保するため、スクールバスの運行などにより支援します。

### 4 学校施設の跡地利用

廃校となる堀切小学校及び伊良湖小学校の跡地等利用については、今後、地域の意見を尊重しつつ、その活用方法を検討します。

## 【参考】統合時の学校規模等 (H27年度推計)

| 区分         | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年    | 6年    | 合計     |
|------------|----|----|----|----|-------|-------|--------|
| 児童数(人)     | 22 | 25 | 29 | 27 | 32(1) | 43(2) | 178(3) |
| 学級数(学級)    | 1  | 1  | 1  | 1  | 1     | 2     | 7      |
| 特別支援学級(学級) |    |    | 1  |    |       |       | 1      |

※現在未就学の1年生及び2年生については、平成25年4月1日現在の住民登録を基に推計。3年生から6年生までは、平成25年5月1日現在の実数。

### 3 参考事例等

#### (1) 学校再編の参考事例

##### ① 旧田原町の小学校統廃合経過

●代表総代制・校区総代制が敷かれていた旧田原町の事例を示す。

| 区分    | 六連    | 神戸                          | 大草    | 田原東部  | 田原南部  | 田原西部  | 田原北部        | 童浦          | 田原中部                         | 衣笠                       | 野田   |
|-------|-------|-----------------------------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------------|------------------------------|--------------------------|--|
| 設置年度  | 明治30年 | 明治20年                       | 明治21年 | 明治36年 | 大正12年 | 明治10年 | 明治6年        | 昭和43年       | 明治40年                        | 昭和60年                    | 明治6年   |
| 昭和30年 | 継続    | 継続                          | 継続    | 継続    | 継続    | 継続    | 継続          |             | 継続                           |                          | 継続   |
| 昭和43年 |       | ①                           |       |       |       |       | ①           | ①           | ①                            |                          |  |
| 昭和60年 |       |                             |       |       |       |       |             |             | ②                            | ①                        |  |
| 昭和62年 |       |                             |       |       |       |       |             | ②           | ③                            |                          |  |
| 現在    |       |                             |       |       |       |       |             |             |                              |                          |  |
| 備考    |       |                             |       |       |       |       |             |             |                              |                          |  |
|       |       | ①昭和43年4月：川岸地区が田原中部小から通学区域変更 |       |       |       |       | ①昭和42年度末：廃止 | ①昭和42年度末：廃止 | ①昭和43年4月：田原西部小と田原北部小が統合し新設開校 | ②昭和62年4月：吉胡地区が童浦小へ通学区域変更 | ③昭和62年4月：吉胡地区が田原中部小から通学区域変更<br>②昭和60年4月：衣笠小区域を分離<br>①昭和43年4月：川岸地区が神戸小へ通学区域変更 |

## ② 小学校・コミュニティの再編事例（市内）

### ■ 童浦小学校の誕生（田原西部小と田原北部小の統合・昭和43年4月）

- ◆昭和30年代、田原西部小学校（白谷地区）は、児童数の減少から複式学級で運営されていた。
- ◆当初、田原西部小学校は田原中部小学校へ統合される案が示されていたが、田原中部小学校が過大規模（30学級・1129人）となつたため、田原北部小学校（浦地区）との統合が良策であると方針が変更された。
- ◆地域合意までには、教育委員会委員が総辞職に至るなどの経過をとどつた。
- ◆最終的には2校を統合し、童浦小学校を新設することになった。
- ◆新校舎は昭和44年に完成した。
- ◆一部地域では、通学距離の問題からスクールバスが導入され、現在も運行されている。



◎建設中の童浦小学校校舎

#### 《再編地域の輪郭》

- ◆明治22年以前は、浦村、吉胡村、波瀬村、片浜村、白谷村に分かれていたが、明治22年から明治39年まで、これら5村は童浦村として一つであった。（明治39年に田原町に合併）
- ◆田原西部小学校、田原北部小学校は、いずれも田原中学校の通学区域。
- ◆両小学校区とも海に面し、当時は漁業・農業を中心とした地域で、生活様式や文化には共通項があった。

### ■ 衣笠小学校の開校（田原中部小からの分割・昭和60年4月）

- ◆中心市街地を抱え、宅地開発等による人口増からマンモス校となっていた田原中部小学校の規模適正化を図るため、通学区域を分割して衣笠小学校が新設された。
- ◆開校と同時に、市全域で校区総代制が敷かれ、旧田原町の9小学校区でそれぞれ校区コミュニティ協議会が設置されることになった。

#### 《再編地域の輪郭》

- ◆衣笠校区は、当初5地区が田原中部校区から分離する形で誕生し、後に住宅整備や区画整理で2地区が新たに加わった。
- ◆それぞれの地域は成り立ちから生活様式や文化が大きく異なる。
- ◆校区や自治会の範囲とは別に、田原区（財産区・地縁団体）に所属する地区とそれ以外の地区に分かれる。
- ◆衣笠町内会は、田原中部の伝統行事「田原祭り」の一員。
- ◆消防団は、加治・赤石は南部分団で、それ以外は中部分団に所属。
  - ・衣笠地区：田原区の一員で、もともと巴江地域（田原中部校区）の一部（巴江二番組）
  - ・藤七原地区：田原区の一員で、農村地域
  - ・八軒家：田原区の一員で、住宅・商業中心
  - ・鎌田：田原区の一員で、市営鎌田住宅の住民が多数
  - ・加治地区：明治時代は加治村として運営されており、固有の文化を有し、現在も自治会活動が中心
  - ・東淹頭：自動車会社の寮が中心の新興地区
  - ・赤石：平成以降の区画整理で誕生（一部は加治から分離）した新興地区

### ③ 小学校・コミュニティの再編・活動事例（市外）

#### ■ 京都市の「元学区」

- 明治5年に政府が発布した学制は、行政区画とは別に人口600人を基準とする小学校区を定めるものであったが、京都においては、行政単位としての町組=小学校区を維持した。
- 昭和16年の国民学校令により廃止されるまで、学区は単なる通学区域ではなく、独自の財源を持った自治団体となっていた。
- 戦後、小学校の一部が新制中学に転用され、小学校の通学区域とそれまでの学区が一致しないことになったが、従前の枠組みが「元学区（もとがっく）」と呼ばれ、京都独自の地域住民の自治単位として機能している。
- 京都市は、ドーナツ化減少と少子化の影響で、1992年から1997年にかけて、中心部にある29の小学校を9校にする大幅な統廃合を行った。
- 統廃合にあたっては、校舎を民間等に売却せず、地域との話し合いで廃校舎の活用が進められており、地域の活動拠点としての活用例もある。



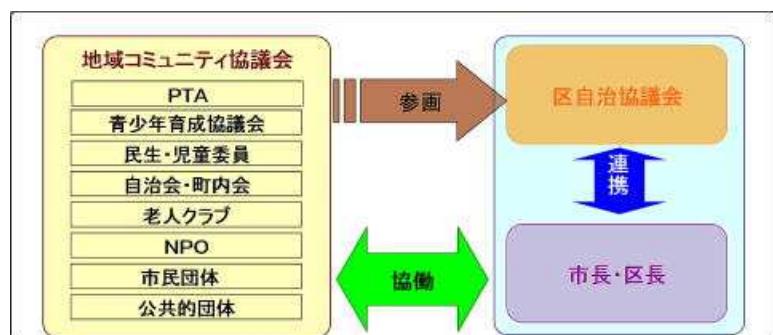
#### 《高倉小学校》

- 京都市都心部の中京区に位置し、1995年に5つの小学校が統廃合され、新たな小学校区が誕生。
- しかし、元学区の枠組みは、廃校舎の活用とともに維持され、新校区の枠組みと棲み分けられている。
- 元学区の取組みとしては、地域の運動会、敬老会、花火大会、祭りといったイベントが多く、これらは廃校舎（グラウンド）を活用して開催されている。
- 住民の意見としては、「新しい校区でそれなりにまとまっている」「新校区、元校区もそれぞれ役割があるが、ほとんどは元校区で動いている」というように、新旧校区が両立して活動している様子が見てとれる。

【参考】『小学校統廃合地区における子どもの遊びと地域生活からみた元学区の役割』 松山泰子

#### ■ 新潟市の学校再編とコミュニティ協議会

- 新潟市では、おおむね小学校区ごと任意組織の校区コミュニティ協議会が設置されている。
- 豊照小学校・湊小学校・栄小学校・入舟小学校の4小学校区のコミュニティ協議会長が、平成25年5月に、4小学校の統廃合要望（平成27年度）を市に提出した。
- 具体的な内容は今後議論されていくが、コミュニティ協議会については、現在の枠組みが残され、それぞれ独自に活動していくことが前提となっている。
- 名称は、「〇〇校区コミュニティ協議会」から、「〇〇地域コミュニティ協議会」に変更される見込み。
- 任意組織のため、コミュニティ組織の枠組みについては、市から特段の要請はない。
- 新潟市は、政令市に移行した平成19年度に、住民自治の推進のため、8つの区自治協議会が設置されており、各コミュニティ協議会委員も参画している。



◎コミュニティ協議会の組織概要と区自治協議会との関係（新潟市公式サイトより）

## ④ 校区を越えた連携事例（市内）

### ■ 田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会（六連・神戸・大草・田原東部）

- ◆ 東部中学校の通学区域である4校区は、表浜海岸の浸食、沿岸森林の荒廃、遊休農地の増加、農村生活環境の悪化、高齢化、人口減少等の共通課題を抱えていた。
- ◆ これらの課題解決と地域活性化に取り組むため、地域が行政との協働で平成8年1月に協議会を発足させ、平成8年度に太平洋岸整備基本構想を、平成10年度に基本計画を策定した。
- ◆ 計画等の内容は、海岸浸食防止や背後地の保全、農地や生活環境の改善を軸に、サーファー等来訪者を取り込んだ観光的な視点も盛り込み、持続可能な地域振興を目指したもの。
- ◆ 海岸や地域の実状を広く周知するための表浜自然ふれあいフェスティバル開催のほか、地域の意見集約、県への整備要望等を継続して行っている。
- ◆ また、計画具現化の第一歩として、谷ノ口地区がモデル地域として立候補・採択に至り、平成14年5月に谷ノ口総合整備促進協議会が発足。平成14年度には『ええZONEガーデン整備計画』をまとめ、現在までに、自主的な農産物直売所や体験農園の開設、市と協働による森林公園の整備などが進められ、積極的な来訪者の誘致による環境整備と活性化に取り組んでいる。
- ◆ 中学校区域の全校区がまとまって共通課題に取り組んでいるモデルとして、他地域の参考となる取り組みとなっている。



◎表浜ほうべの森公園計画図

### ■ 岬校区ソフトバレーボール大会（和地・堀切・伊良湖）

- ◆ 市民館事業として、3校区合同で開催している。
- ◆ 毎年6～7月ごろの土曜日の午後、渥美運動公園体育館で開催している。
- ◆ 各校区1万円ずつ負担し、参加チームから500円の参加料を徴収。
- ◆ 本年度は41チームが参加した。

### ■ 西ノ浜クリーンアップ活動

#### （亀山・中山）

- ◆ 西ノ浜に面し、ごみの漂着や不法投棄など課題を共有している2校区と、他の団体が協力して、海岸の清掃活動を行っている。
- ◆ 毎年海の日の午前中に開催している。
- ◆ 各校区で飲物等を配分して負担している。



# 4 校区協議会・自治会アンケート結果

## 《アンケート結果の分析総括》

### ① 校区運営

- 校区協議会の構成委員は、各校区で大きな違いはない。
- 校区協議会は、自治会又は各世帯から運営費を徴収している。（直接・間接）
- 自治会間の連絡調整機能を持つ会議が設置されている校区が多い。
- 校区協議会の各種事業（校区まちづくり推進計画の主要施策）は、地域性の強いもの以外は取組み内容が共通している。
- 校区協議会の各種事業の実施は、部会中心であるが、必要に応じて自治会や各種団体が補完し合っている。
- 資産を有している校区（地縁団体）は限られている。

### ② 自治会運営

- 住民生活に欠かせない身近な活動は、自治会が担っている。
  - ❖ 地域コミュニティの基礎的活動はすべての自治会の対応。
    - 広報等の配布、自主防災活動、防犯灯管理、ごみステーション管理、美化・清掃
- 自治会運営は、ほとんど校区に依存していない。
  - ❖ 一自治会の校区や小さな校区では、一括で対応している場合もある。
- 自治会の運営費は、自主財源（会費等）及び市助成金である。

### ③ 行事等

- 規模の大きな親睦的行事・スポーツ大会等は、校区が主体となり開催している。
  - ❖ 共同して実施することで効果の上がる事業は、より大きな枠組みで対応する傾向にある。
- 伝統行事や地域性の強い取り組みは、自治会や校区は別の枠組みで実施している。
- 神社活動は、ほとんど自治会単位で行っている。
- 各種委員の推薦等は、選出の対象範囲に応じた階層で対応している。

## (1) 校区コミュニティ協議会アンケートの概要（全体の傾向）

### 《アンケートについて》

- 実施主体 田原市地域コミュニティ連合会
- 実施時期 平成25年12月配布・平成26年1月回収
- 対象団体 市内20校区コミュニティ協議会及び106自治会（一部は組単位）
- 調査方法 校区会長及び自治会長へ回答依頼
- 調査主旨 「学校再編にかかるコミュニティ・校区制のあり方」を検討するにあたり、地域コミュニティの組織運営や事業実施など、実際の取り組み状況を把握する。

### ① 組織運営

#### ■ 校区会長の選出

❖会長対象者は、多くの校区が個別に対象者を選出しているが、自治会長経験者の中から選出する校区も多い。

- 自治会長経験者の中から選出 = 7校区
- 個別に候補者を選出 = 13校区

❖校区役員の協議で選出する校区が多いが、一部で校区内自治会の持ち回りの校区もある。

- 校区役員の協議・推薦 = 16校区
- 校区内自治会の回り順 = 5校区（田原中部・衣笠・赤羽根・若戸・中山）

#### ■ 運営費確保・役員手当

❖各世帯から徴収している校区が多いが、資産取り崩しや全く徴収していない校区など様々ある。また、世帯の徴収年額も500円～11,500円まで幅がある。

- 自治会経由で校区世帯から徴収 = 12校区
- 校区の資産を利用 = 1校区（神戸）
- 自治会が経費負担 = 4校区（神戸・童浦・衣笠・若戸）
- 徴収していない = 2校区（田原中部・和地）

❖役員手当の額は様々で、対象役員も会長のみの校区もあれば、部会長手当のある校区もある。

- 会長報酬年額 = 18万円～150万円（参考額：未回答の校区あり）

#### ■ 組織

- 校区単位の地縁団体 = 8校区（六連・神戸・大草・田原東部・田原南部・野田・高松・和地）
- 校区をまたがる地縁団体 = 2校区（田原中部・衣笠）※田原区
- 校区協議会と自治会の中間組織 = 3校区（六連・神戸・田原中部）※自治会アンケートでは15校区

## ■ 協議会委員

❖ コミュニティ協議会委員の構成員は、校区内の各種団体、関係機関の代表者や行政委員等が中心であり、**各校区で大きな違いはない**。

○特徴的な委員 = 少年補導員（大草・泉）、前校区会長（赤羽根・伊良湖・泉）、前自治会長（赤羽根・伊良湖）、ホテル関係者（伊良湖）

## ■ 事業実施

❖ 校区事業については、部会や校区役員が主体となって実施している校区が多いが、行事ごと自治会単位で分担している校区もある。**各校区で大きな違いはない**。

○行事ごと自治会単位で分担 = 4校区（若戸・和地・堀切・福江）

○行事ごと所属団体が分担 = 2校区（田原東部・中山） ※重複回答あり

❖ 校区事業の実施主体となる部会の長へは、自治会長が就任する校区が多い。

○自治会長が就任 = 13校区

○取組内容に関係の深い委員が就任 = 6校区（神戸・田原東部・高松・伊良湖・亀山・中山）

## ■ 校区雇用の事務員

❖ 校区内自治会が多い、コミュニティ活動が活発、行政受託業務が多忙等の理由で、市民館主事以外に独自に事務員を雇用している校区がある。

○校区雇用の常駐事務員 = 3校区（神戸・童浦・野田）

## ■ 情報発信

❖ ほとんどの校区で、校区住民向けの会報を発行している。一部校区では、ホームページやブログも活用している。多くは主事が管理している。

○インターネット活用 = 6校区（神戸・大草・童浦・堀切・亀山・福江）

○会報発行 = 16校区（年1～12回・回覧含む）

## ② 活動施設

## ■ 会議開催

❖ すべての校区が市民館で開催しているが、一部校区で地区集会所や小学校体育館を利用している地域もある。

## ■ 校区行事

❖ ほとんどの校区が、市民館のほか、内容に応じて小学校体育館や運動場を利用している。

### ③ 地域団体

#### ■ 連合組織

❖ほとんどの自治会で組織されている団体は、校区の連合組織も組織されている。衰退傾向にある青年会はごくわずかであるが、女性団体は復活傾向にある。

|        |   |      |
|--------|---|------|
| ○子ども会  | = | 19校区 |
| ○老人会   | = | 20校区 |
| ○青年会   | = | 3校区  |
| ○女性団体  | = | 8校区  |
| ○自主防災会 | = | 19校区 |

❖一部で団体へ補助金を支払っている校区もある。

|        |   |      |
|--------|---|------|
| ○子ども会  | = | 5校区  |
| ○老人会   | = | 10校区 |
| ○青年会   | = | 1校区  |
| ○女性団体  | = | 5校区  |
| ○自主防災会 | = | 7校区  |

### ④ 委員選出

#### ■ 行政委員等の推薦

❖民生児童委員やスポーツ普及員のように、**おおむね自治会単位で選出される委員は自治会が主体**となり人選しているが、**校区全域を対象とする少数委員の選出は校区協議会が主体**となっている。

《校区協議会で人選》 《自治会回り順等》

|             |   |      |                  |
|-------------|---|------|------------------|
| ○民生児童委員     | = | 7校区  | 15校区             |
| ○主任児童委員     | = | 11校区 | 7校区              |
| ○スポーツ推進委員   | = | 11校区 | 10校区             |
| ○地域スポーツ普及員  | = | 7校区  | 15校区             |
| ○保護司        | = | 11校区 | 8校区              |
| ○緑化推進員      | = | 15校区 | 7校区              |
| ○青少年健全育成推進員 | = | 11校区 | 11校区             |
| ○更生保護女性会員   | = | 5校区  | 4校区 (半数が独自に会員確保) |
| ○消防団員       | = | 0校区  | 0校区 (全団が独自に団員確保) |

※重複回答あり

## ⑤ 環境整備

### ■ 市への要望対応（道路・水路等）

❖ 地域の道路整備や水路改修については、**校区協議会を窓口**として市へ要望を提出しているが、**実際の現地確認や整理については、ほとんどが自治会ごとで取り組んでいる。**

- 校区協議会役員で現地確認・整理 = 10校区
- 部会・委員会等で現地確認・整理 = 1校区（童浦）
- 自治会ごと整理し校区へ提出 = 16校区

※重複回答あり

### ■ 危険箇所（通学路等）の点検等

❖ 上記に関連する内容のため、取組状況は同様であるが、部会等で対応している校区も若干ある。

- 校区協議会役員で現地確認・整理 = 10校区
- 部会・委員会等で現地確認・整理 = 5校区
- 自治会ごと整理し校区へ提出 = 14校区

※重複回答あり

### ■ 校区主催の環境整備

❖ 草刈りなど地域の環境整備については、自治会単位だけでなく校区単位で取り組んでいる校区もある。

#### 《校区主催の実施》

- 草刈り・ごみ拾い = 10校区
- 里山保全 = 8校区
- 河川清掃 = 3校区
- 海岸清掃 = 5校区

## ⑥ 安心安全・福祉

### ■ 校区単位の取組み

❖ 交通安全活動については、小学校と関係が深い事業であるため、ほとんどの校区が主体となって取り組んでいる。その他、防犯や福祉活動も、校区単位での取り組みが約半数の地域で実施されている。

#### 《校区主催の実施》

- 交通安全活動 = 16校区
- 防犯パトロール = 11校区
- 敬老会 = 7校区
- 独居老人見守り = 12校区
- 高齢者慰問 = 12校区
- 自主防災訓練 = 11校区
- 防災設備点検・管理 = 9校区

## ⑦ 文化・スポーツ

### ■ 校区単位の取組み

・市民館まつりはすべての校区で開催されている。複数競技の校区運動会・スポーツ大会も多くの校区で開催されており、小学校と連携（合同）開催している校区が7つある。

#### 《校区主催の実施》

|                                  |   |                     |
|----------------------------------|---|---------------------|
| ○市民館まつり                          | = | 20校区                |
| ○文化祭・展覧会等                        | = | 6校区                 |
| ○文化教室等                           | = | 12校区（料理・クラフト・工芸等）   |
| ○校区運動会・スポーツ大会（複数競技）              | = | 14校区                |
| ※小学校と連携（六連・田原東部・田原南部・高松・若戸・清田・泉） |   |                     |
| ○個別競技のスポーツ大会                     | = | 14校区（ミニバレー・ゲートボール等） |

## ⑧ 交流・ふれあい

### ■ 校区単位の取組み

・盆踊り等の親睦事業については、それぞれ約半数の校区で実施されており、主に校区主催で行われている。小学校等との関連は薄い。

#### 《校区主催の実施》

|          |   |             |
|----------|---|-------------|
| ○盆踊り・夏祭り | = | 12校区        |
| ○観劇会・鑑賞会 | = | 8校区         |
| ○世代間交流   | = | 9校区（ラジオ体操等） |

## ⑨ 地域・学校連携

### ■ 複数校区で構成している組織

|                                    |
|------------------------------------|
| ○田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会（六連・神戸・大草・田原東部） |
| ○赤羽根地域連絡協議会（高松・赤羽根・若戸）             |
| ○小学校統廃合準備会・岬校区連合（和地・堀切・伊良湖）        |
| ○福江・清田まちづくり推進協議会（福江・清田）            |

### ■ 複数校区で取り組んでいる活動

|                                 |
|---------------------------------|
| ○表浜自然ふれあいフェスティバル（六連・神戸・大草・田原東部） |
| ○戦没者追悼式（神戸・大草）                  |
| ○西ノ浜クリーンアップ（亀山・中山）              |
| ○福江・清田クリーンアップ隊（福江・清田）           |

### ■ 校区を越えた自治会等のつながり

|                   |
|-------------------|
| ○田原祭り（田原中部・衣笠町内会） |
| ○防災講習会（亀山・西山・小中山） |

## (2) 自治会アンケートの概要（全体の傾向・関連分）

### ① 組織運営

#### ■ 校区協議会が密接に関連する自治会活動

- ❖組織運営は、ほとんどの自治会で独立している。(一校区一自治会では組が自治会的機能を持つ)
- ❖一部地域では校区一括の取り組みがなされている。(一校区一自治会や自治会数の少ない校区)
  - 校区一括での住民台帳作成 = 4校区 (大草・田原南部・高松・亀山)
- ❖自治会運営費の校区依存は見られないが、自治会から校区への運営費負担はほとんどの校区で行われている。
  - 校区から自治会への独自補助金 = 「ある」の回答については、市補助金のことと推測される
  - 自治会から校区への負担金 = 18校区で「ある」(田原南部・高松以外)

### ② 市依頼・委員選出等

- ❖広報等の配布など情報伝達は、すべての自治会が主体的に対応している。
- ❖委員選出等については、校区協議会アンケート同様に、自治会ごとに選出するものは自治会が、校区全体から選出するものは校区が主に対応している。

### ③ 活動施設

- ❖ほとんどの自治会で、自己所有の地区集会所や施設を活用しているが、一部自治会では、校区の施設等を使用している。

#### 《校区市民館・設備を利用》

- 会議開催 = 17自治会
- 自治会行事 = 21自治会
- 集落放送 = 4自治会

### ④ 基礎的活動

- ❖自治会の基礎的活動について、校区と自治会の関係はおおむね以下のような傾向にある。住民生活に欠かせない身近な活動は、ほぼすべて自治会が中心となって行っている。

- ほとんどの自治会が独自で活動
  - = 自主防災
  - = 防犯灯管理
  - = ごみステーション管理
  - = 草刈り・ごみ拾い
  - = 河川清掃
  - = 情報伝達(広報等の配布)
- 一部で校区一括対応のある活動
  - = 敬老会
  - = 防犯活動
  - = 里山保全
  - = 独居老人見守り
  - = 海岸清掃

## ⑤ 親睦行事

❖盆踊りやスポーツ大会など、多くの参加者が必要な親睦行事は、ほとんどが校区単位で開催されているが、比較的規模の大きい自治会では、地区単位で開催している。

❖盆踊りやスポーツ大会以外の親睦行事は、ほとんど開催されていない。(慰労会等は除く)

　　『自治会独自』　　『校区単位』

|                           |   |       |       |
|---------------------------|---|-------|-------|
| ○盆踊り・夏祭り                  | = | 14自治会 | 59自治会 |
| ○スポーツ大会                   | = | 14自治会 | 90自治会 |
| ○その他行事 (餅つき・ラジオ体操・花見・祭礼等) |   |       |       |

## ⑥ 地域連携

### ■ 自治会の情報連絡会議等

❖アンケート結果では、15校区 (一校区一自治会含む) で、自治会間の情報連絡会議 (コミュニティ協議会以外) が設けられている。

❖自治会数が多い校区では、すべて設置されている。

　　『会議名等』　　『校区内自治会数』

|       |   |                    |    |
|-------|---|--------------------|----|
| ○六連   | = | 校区役員定例会            | 5  |
| ○神戸   | = | 神戸校区総代会            | 15 |
| ○大草   | = | 定例区長会 (自治会と別に区がある) | 2  |
| ○田原東部 | = | 会長会議               | 5  |
| ○田原南部 | = | 組長会 (組が自治会的活動)     | 1  |
| ○童浦   | = | 校区役員会              | 11 |
| ○田原中部 | = | 総代会                | 13 |
| ○衣笠   | = | 校区総代会              | 7  |
| ○野田   | = | 総代会                | 13 |
| ○高松   | = | 組長会 (組が自治会的活動)     | 1  |
| ○赤羽根  | = | 校区会議               | 3  |
| ○若戸   | = | 区長会                | 3  |
| ○福江   | = | 定例会                | 4  |
| ○清田   | = | 総代会                | 4  |
| ○泉    | = | 自治会長会              | 8  |

### ■ 校区内自治会の連携活動

❖校区行事以外で、自治会同士が連携している例が一部であるが、内容は神社活動・祭礼が主なものである。

○自治会の連携活動がある　　=　　18自治会 (神社活動・祭礼・排水機場管理等)

## ■ 他校区自治会との連携組織

- ❖ 校区単位の連携組織へ所属自治会として参加している。
  - ❖ 中学校区、旧町単位の連携。
    - 田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会（六連・神戸・大草・田原東部）
    - 赤羽根地域連絡協議会（高松・赤羽根・若戸）
    - 渥美地域自治会連絡協議会（旧渥美地域）
    - 岬連合（和地・堀切・伊良湖）
  - ❖ 校区をまたぐ地縁団体に属している。
    - 田原区（田原中部・衣笠の一部）

## ■ 他校区自治会との連携活動

- ❖ 校区単位の連携活動へ所属自治会として参加している。
  - 表浜自然ふれあいフェスティバル（六連・神戸・大草・田原東部）
  - 西ノ浜クリーンアップ（亀山・中山）
- ❖ 歴史文化のつながりが深い活動に参加している。
  - 田原祭り（田原中部・衣笠町内会）

# 5 研究会委員の意見概要（要約）

## ① 意見交換の前提・視点

- ❖ 統合により合理化できるものもある。
- ❖ 校区や自治会の活動範囲が地域ごと違う。
- ❖ 組織形態も、自治会と校区協議会の2層構造と、中間に自治会連合の校区を持つ3層構造では、考え方方が異なってくる。
- ❖ 統合が可能な点、難しい点、検討すべき点などを整理すべき。
- ❖ 学校をとりまくコミュニティが、子どもたちのライフステージを充実させるためにとても重要。
- ❖ 地域が、子どもたちを人としてどう育て、地域へ貢献してもらうために、「何をすべきか」「何ができるのか」広い視点での議論も大事。
- ❖ 再編された場合のメリット・デメリットを議論していく必要がある。
- ❖ 校区を中心としたコミュニティ形成は非常によい制度だと思う。
- ❖ 新しい校区の「夢」を考えると効果的な統合ができると思う。
- ❖ 今の制度（校区制）は崩さないようにした方がよいと思う。時間はかかるかもしれないが、自治会同士も仲良くできると思う。

## ② 地域コミュニティの運営

- ❖ **活動は自治会中心**で、校区は自治会を支え、市との調整役となっている。
- ❖ 自治会は地域の人がかかわる基幹。**自治会が主体で校区が補完**。
- ❖ 渥美地域では校区の負担が軽いので、**自治会が残ればコミュニティ協議会が再編することは大きな問題ではない**。
- ❖ 統合しても**自治会が残れば校区会長は1名でよい**と思う。
- ❖ 地域の特色があるので、**コミュニティ協議会は地域の協議会として残しておけばよい**。
- ❖ コミュニティ協議会は、**自治会からの負担金と市からの助成金がないと自主運営できない**。
- ❖ 小さな校区は運営が難しい。大きな校区の方が、それぞれの自治会長が責任を持ってくれる。
- ❖ 一組織になった方が**スリム化**され、うまく運営できると思う。
- ❖ 神社や行事は、校区コミュニティ協議会をなくして自治会で対応できるか分からない。
- ❖ それぞれの地域にはよい面があるので、**取捨選択して一つにまとめていくことが重要**。
- ❖ 事業等は話し合いで何とかできると思う。
- ❖ 旧校区のコミュニティ協議会を残すと、学校活動との連携調整が大変になる。
- ❖ **学校との連携活動は一本化していくしかない**と思うが、学校から離れた地域活動は地域ごとで行っていかないとすぐには無理だと思う。
- ❖ 校区コミュニティ協議会は自主財源がないので、補助金がなければ活動ができない。
- ❖ **市民館活動とコミュニティ活動は性格が違うので、補助金を分けてほしい**。

### ③ 担い手・人材

- ❖ 小学校をからめて地域活動を行っている。若い世代は小学校P T Aや子ども会活動で他地区の人と交流がある。**人の交流が広がるのは良いこと。**
- ❖ 役員の担い手がおらず、若い世代が自治会役員を担っている。将来を考えると、**人口規模が大きくなれば担い手も増えてくる。**
- ❖ 区域が広がれば人材も広がる。有効に活用できるのではないか。

### ④ 地域実情・感情など

- ❖ 消防の分団が2つの近隣校区で分かれている。(地区ごと)
- ❖ **地縁団体(校区単位)から財産をコミュニティ協議会に繰り入れて活動している**ので、他校区と統合し活動するのは難しいと思う。
- ❖ **会費の不整合は個人負担なので問題**が出てくると思う。
- ❖ どの校区も**伝統・文化**がある。**伝統・文化**が違うところと一緒になる校区は不安があると思う。
- ❖ 今までどおり、旧校区のコミュニティ協議会を残した方がよいと思う。
- ❖ 近隣校区と一緒になることを想定すると、人口が1万2千人になり、コミュニケーションをとれないと思う。
- ❖ 市民館活動は、歩いて行ける場に分館としてでも残してほしい。
- ❖ シルバーサロンや健康教室は遠くになると大変だと思う。
- ❖ 小規模自治会の統合も課題になってくると思う。
- ❖ 統合に対して「愛着」だけでは理由にならないと思う。

## 6 各校区における地域づくり活動の現状

※このデータは、市が交付している「地域づくり活動推進交付金」の実績報告書から抜粋していますので、福祉や防災等の活動は反映されていません。

|   |  | 六連 | 神戸 | 大草 | 東部 | 南部 | 童浦 | 中部 | 衣笠 | 野田 | 高松 | 赤羽根 | 若戸 | 和地 | 堀切 | 伊良湖 | 亀山 | 中山 | 清田 | 福江 | 泉 | 合計 |
|---|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|----|---|----|
| 交<br>流<br>行<br>事                            | 市民館まつり   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | 20 |
|   | 夏まつり・盆踊り・納涼祭   | ○  | ○  |    | ○  |    | ○  |    |    |    | ○  |     |    | ○  |    | ○   |    |    | ○  | ○  |   | 9  |
|   | カラオケ大会   |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  |    |    |     | ○  |    |    |     |    |    |    |    |   | 3  |
|   | その他(海釣り大会・地引網活動・潮干狩り・防災・防犯フェア・囲碁・さくらまつり・文化祭など)       | ○  | ○  |    |    |    | ○  |    |    |    | ○  |     | ○  | ○  |    |     | ○  | ○  |    |    |   | 8  |
| ス<br>ポ<br>ル<br>行<br>事                       | 校区合同運動会  | ○  |    | ○  | ○  | ○  |    |    |    | ○  |    | ○   | ○  | ○  | ○  | ○   |    | ○  | ○  | ○  | ○ | 13 |
|   | スポーツ大会   |    |    |    |    |    | ○  |    |    | ○  |    |     |    |    |    |     | ○  |    |    |    |   | 3  |
|   | ウォーカリー・ハイキングなど                                       |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  | ○  |    |     |    | ○  |    |     |    | ○  |    |    |   | 5  |
|   | グラウンドゴルフ大会   | ○  | ○  |    | ○  |    |    | ○  | ○  |    |    |     |    | ○  |    |     |    | ○  |    | ○  | ○ | 9  |
|   | ゲートボール大会   |    | ○  |    | ○  | ○  |    |    | ○  |    | ○  | ○   |    |    |    |     |    |    |    | ○  |   | 7  |
|   | ゴルフ大会・バーチャルゴルフ大会                                     |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    | ○  | ○   |    |    |    | ○   |    | ○  | ○  | ○  | ○ | 7  |
|   | ソフトボール大会、野球大会  |    |    |    |    | ○  |    |    | ○  |    |    |     | ○  |    |    |     | ○  |    | ○  | ○  |   | 6  |
|   | ドッヂボール・キックベースボール大会                                   | ○  |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |     | ○  | ○  |    |     |    |    | ○  | ○  |   | 6  |
|   | ディスクゴルフ大会  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |   | 1  |
|   | ドッヂビー大会  |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    | ○  | ○   | ○  |    |    |     |    |    |    |    | ○ | 5  |
|   | ミニバレー大会・ビーチボールバレー大会                                  | ○  | ○  | ○  | ○  |    |    | ○  | ○  |    |    |     | ○  |    |    |     |    |    |    |    |   | 7  |
|   | ソフトバレー大会   |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |     | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | 10 |
|   | バドミントン大会(綱引き大会・ペタンク大会)                               |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |     | ○  |    |    |     |    |    |    |    |   | 2  |
| 青<br>少<br>年<br>行<br>事<br>三<br>世<br>代        | 観劇会・芸術鑑賞   |    |    | ○  |    | ○  |    |    | ○  |    |    | ○   | ○  |    |    |     | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | 10 |
|   | 講演会  |    | ○  |    | ○  | ○  | ○  | ○  |    | ○  |    |     |    | ○  |    |     |    | ○  |    |    |   | 8  |
|   | ラジオ体操  |    |    |    |    | ○  | ○  |    |    |    |    |     |    |    | ○  |     |    |    |    |    |   | 3  |
|   | 一口メッセージ・標語募集   | ○  |    |    |    | ○  | ○  |    |    |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |   | 3  |
|   | その他(交流イベント・餅つき会・健康教室・凧作り教室・ふれあい活動・祖父母学級など)           |    |    | ○  | ○  |    | ○  | ○  | ○  |    |    | ○   | ○  | ○  |    | ○   | ○  |    | ○  |    |   | 11 |
| 防<br>犯<br>交<br>通<br>安<br>全<br>防<br>災        | 防犯パトロール  | ○  | ○  |    |    |    |    | ○  |    |    | ○  |     |    |    |    |     |    | ○  |    |    |   | 5  |
|   | 交通安全活動   | ○  |    |    |    |    |    | ○  | ○  |    |    |     |    |    | ○  | ○   | ○  |    | ○  | ○  |   | 8  |
|   | 教室(防災・AED・交通安全)                                      |    |    |    | ○  |    |    | ○  |    |    |    |     | ○  |    | ○  | ○   |    | ○  | ○  | ○  |   | 8  |
|   | 非行防止チラシ作成  |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |   | 1  |
| 環<br>境<br>整<br>備                            | 環境整備活動   |    | ○  |    |    |    |    |    |    | ○  |    |     |    | ○  |    |     | ○  | ○  |    |    | ○ | 6  |
|   | 炭焼き窯活動   |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |   | 1  |
|   | 森づくり里山活動   |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  | ○  |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |   | 3  |
|   | 観察会  |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |     |    |    |    |     |    |    | ○  |    |   | 2  |
|   | 老人教室・ふれあい映画会   |    |    |    |    | ○  |    |    |    | ○  |    |     |    |    | ○  |     |    |    | ○  |    |   | 4  |
| 市<br>民<br>館<br>活<br>動<br>（教<br>室<br>関<br>係） | 母親クラブ・子育て支援教室  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○   | ○  | ○  |    |     |    |    |    |    |   | 3  |
|   | 子ども教室(理科・工作・料理(お菓子)・親子など)                            |    |    | ○  | ○  |    |    |    |    | ○  | ○  |     | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  |   | 10 |
|   | 料理教室(一般・男性対象)  | ○  | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    | ○  |     |    |    |    |     |    |    | ○  | ○  | ○ | 7  |
|   | 手芸教室(創作・趣味・生活・しめ縄)                                   | ○  |    | ○  |    | ○  |    |    | ○  |    |    | ○   |    | ○  | ○  | ○   |    | ○  | ○  | ○  | ○ | 11 |
|   | 体験教室(豆腐・こんにゃく・ほだ木デコアート・そば・ボディーボード・竹炭など)              | ○  |    | ○  | ○  |    |    |    | ○  |    |    | ○   |    |    |    |     |    |    | ○  |    |   | 6  |
|   | 舞踊教室(キッズダンス・体操・ヨガ・エアロなど)                             |    |    |    |    | ○  |    |    |    | ○  |    |     | ○  |    | ○  | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | 8  |
|   | 生花・フラワー教室(お茶・押し花)                                    | ○  |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  |    |     |    |    | ○  |     |    | ○  | ○  | ○  |   | 6  |
|   | スポーツ教室(健康講座・歩け歩け・ゲートボール・ドッヂビー・ディスクドッヂ・ソフトバレーなど)      | ○  | ○  |    |    | ○  |    | ○  |    |    |    | ○   |    | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○ | 13 |
|   | その他教室(太鼓・音楽レクリエーション・囲碁将棋・マージャン・書道・歴史・バルーンアート・パソコンなど) |    | ○  |    | ○  | ○  |    |    | ○  |    |    |     |    |    |    |     |    | ○  | ○  |    |   | 6  |
|   | お楽しみ会・夕涼み会・運動会・クリスマス会                                |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    | ○  |     |    |    |    |     |    | ○  | ○  |    |   | 4  |
| その<br>他                                     | 広報活動(広報・ホームページ)                                      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○   | ○  | ○  | ○  |     | ○  |    | ○  | ○  | ○ | 15 |
|   | まちづくり活動・作品展  |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    | ○   |    |    | ○  | ○  |   | 4  |
|   | 視察   |    |    |    |    |    |    | ○  |    | ○  | ○  |     |    |    |    |     |    | ○  |    |    |   | 4  |
|   |  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |     |    |    |    |     |    |    |    |    |   |    |

## 7 「学校再編にかかるコミュニティ・校区制のあり方」検討 <課題・展開整理シート>

### ↓ 現状の地域コミュニティ活動状況

| 地域コミュニティ活動区分              | 活動内容   | 学校との関連 | 生活密着度 | 実施主体                            | 再編の影響   | 活動実態から導かれる方向性・考え方   | 一般的な課題  |
|---------------------------|--|--------|-------|---------------------------------|---------|---|---|
| 1 地域コミュニティの基本となる身边で不可欠な活動 | ◆住民自治活動<br>(自主防災・美化清掃・防犯灯整備・交通安全運動等)<br>◆地域親睦活動<br>(敬老活動・盆踊り・ラジオ体操・地域団体支援等)<br>◆市の依頼対応<br>(広報等の配布・ごみステーション管理・各種委員推薦等)<br>◆その他の活動 | 僅少     | 大     | 地区自治会 (一部で校区単位の取組あり)            | ↑<br>僅少 | ●学校再編により区域が拡大しても、 <b>自治会はそのまま存続するため、基礎的な地域コミュニティ活動は維持される。</b>   | ◎旧校区単位一括で取り組んでいた事業 (自治会活動)をどうするか。(一部地域)   |
| 2 地域固有の活動                 | ◆財産管理<br>◆神社活動・伝統文化の継承<br>◆地域資源 (自然環境) の保全 ほか  | 僅少     | 大     | 地区自治会／校区<br>(校区=自治会の連合組織・地縁団体等) | ↑<br>少  | ●ほとんどの活動は現在の枠組みを維持することが可能。(小学校や校区コミュニティ協議会とはそもそも関連が薄い)  | ◎旧校区単位の伝統文化をどのように体制で残していくか。   |
| 3 地区自治会間の連絡調整             | ◆地域意見・要望とりまとめ<br>◆自治会長同士の意見交換  | 少      | 中     | 校区／校区コミュニティ協議会                  | ↑<br>中  | ●区域の拡大により、 <b>実施体制の再検討</b> が必要。<br>●全体取組むことで効果が向上する活動と、どうしても全体で取組めない活動を明確にする。   | ◎学校から離れた地域活動で残すべきものはどうの程度あるか。   |
| 4 親睦・絆を深める活動              | ◆夏まつり・盆踊り<br>◆スポーツ大会<br>◆広報市発行・ホームページ運営 ほか   | 少      | 中     | 校区コミュニティ協議会                     | ↑<br>中  | ●検討にあたっては、以下の区分で <b>活動内容を検証し、必要性や持続可能な組織体制</b> を考える。<br><b>A: 新たな校区で実施すべき活動</b><br><b>B: 旧校区単位で継続して実施する活動</b><br><b>C: 新たに校区単位で自治会が連携すべき活動</b>                            | ◎新校区の組織体制はどうすべきか。<br>◎旧校区の組織体制はどうすべきか。<br>◎市の助成金等はどうになるか。<br>◎各組織の財源・役員をどうするか。  |
| 5 校区内の新たな課題対応             | ◆里山・ホタル・桜・海岸・松林等の環境保全<br>◆有害鳥獣・アルゼンチンアリ等の対策 ほか   | 少      | 中     | 校区／校区コミュニティ協議会                  | ↑<br>中  | ●以下の区分で活用状況を検証し、地域として必要性がどの程度あるか明確にする。<br><b>①: 公民館活動の実施状況 (各種教室等)</b><br><b>②: 行政サービスの拠点としての活用状況</b><br><b>③: コミュニティ活動の拠点としての活用状況</b><br>●公共施設として <b>市の方針を明確に</b> してもらう。 | ◎元自治会集会所を市民館化した施設 (集会所機能) はどうなるか。<br>◎市は市民館のあり方をどう考えているか。<br>◎館長・主事・管理費の取扱いはどうなるか。<br>◎市の行政サービス拠点 (防災・福祉等) の位置付けはどうなるか。 |
| 6 市民館 (公民館) 活動            | ◆市民館施設管理 (指定管理者)<br>◆市民館まつり<br>◆文化教室・スポーツ教室・講座等の開催 ほか  | 中      | 中     | 校区コミュニティ協議会                     | ↑<br>大  | ●区域が拡大しても、 <b>小学校区単位で実施すること</b> で <b>効果向上や負担軽減</b> が見込める。<br>●組織や役職が多いと負担が増加する。<br>● <b>新たな校区</b> で対応することが望ましい。   | ◎校区コミュニティ協議会を一本化した場合、財源等の調整が必要。<br>・会費の額及び徴収方法<br>・財産繰入している場合の取扱い<br>・役員報酬の対象者及び額 など                                    |
| 7 小学校との連携事業               | ◆運動会の参加・共催 (校区運動会)<br>◆学芸会等文化行事の共催<br>◆青少年健全育成活動<br>◆総合的な学習への協力<br>◆コミュニティ活動の相互協力 ほか   | 大      | 中     | 校区コミュニティ協議会                     | ↑<br>大  | ●学校からの要請で実施している事業の確認が必要   |   |
| 8 行政との連絡調整                | ◆意見・要望の提出、市依頼事項の受付<br>◆補助金等の受入・自治会への分配<br>◆各種会議・行事等への参加 (校区会長)   | 僅少     | 少     | 校区コミュニティ協議会                     | ↑<br>大  |   |   |

### ↓ 学校再編後の地域コミュニティ活動・課題想定



## **田原市地域コミュニティ活性化研究会 検討結果報告書**

### **❖❖ 学校再編にかかるコミュニティ・校区制のあり方 ❖❖**

田原市地域コミュニティ連合会事務局  
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1  
(田原市役所市民協働課内)

TEL 0531-23-3504 FAX 0531-23-0180  
Email [tahara-komiren@city.tahara.aichi.jp](mailto:tahara-komiren@city.tahara.aichi.jp)  
URL <http://tahara-komiren.com/>